



徳之島町
景観計画

令和8年2月

鹿児島県徳之島町

目次

1	計画の概要	1
1-1	計画の趣旨	1
1-2	計画の位置づけ	1
2	徳之島町の景観特性と資源	3
2-1	自然・地形	4
2-2	歴史・文化・暮らし	5
2-3	眺望・景勝	9
2-4	アンケート・ヒアリングの要点	10
2-5	景観上の課題整理	17
3	景観計画区域とゾーニング	18
3-1	区域設定の考え方	18
3-2	除外方針	20
3-3	境界外配慮	20
3-4	地区区分	20
4	景観形成の目標と方針	21
4-1	町全域の基本目標	21
4-2	景観まちづくりの重点方針	22
4-3	地区別方針	26
4-4	公共空間の基本設計原則	28
5	良好な景観形成のための基準	29
5-1	共通性能目標	29
5-2	項目別基準	31
5-3	地区別の追加性能目標	38
5-4	代替案の考え方と審査	40
6	行為の制限と届出制度	41
6-1	届出対象行為・規模の目安	42
6-2	届出の対象外となる行為	43
6-3	軽微行為の範囲／緊急・復旧時の取扱い	44
6-4	相談・届出・審査フロー	44
6-5	勧告・公表の運用方針／自発的な是正の手続き	45
7	景観重要建造物・景観重要樹木の指定方針	46
7-1	景観重要建造物の指定方針	46
7-2	景観重要樹木の指定方針	47

8	屋外広告物の表示誘導.....	48
9	公共施設の景観整備方針.....	50
10	景観形成の推進方策.....	52
10-1	協働による景観づくり.....	52
10-2	推進施策.....	53
10-3	進行管理と計画の見直し.....	54
	資料編.....	55
1)	徳之島町景観計画策定委員名簿.....	55
2)	徳之島町景観計画策定会議設置要綱.....	56
3)	用語解説.....	58

1 計画の概要

1-1 計画の趣旨

徳之島町は、世界自然遺産に登録された北部の多様な生態系、隆起サンゴ礁に由来する独特の地形、黒潮に育まれた海岸景観、サトウキビ畑と防風林が織りなす農村景観、闘牛文化・石垣・集落のたたずまいなど、国際的にも希少な自然・文化の資産を有しています。一方で、再生可能エネルギー設備や屋外広告物、建築物の色彩・形態、夜間照明など、人の営みによる景観への影響が顕在化しつつあります。こうした価値と変化が同時に進む状況のもと、景観を「守る」「整える」「活かす」を両立させるためには、個々の事業や建築等の計画段階から、地域として共有できる目標と配慮の物差しを持ち、関係者が同じ前提で調整できる仕組みを整えることが重要です。

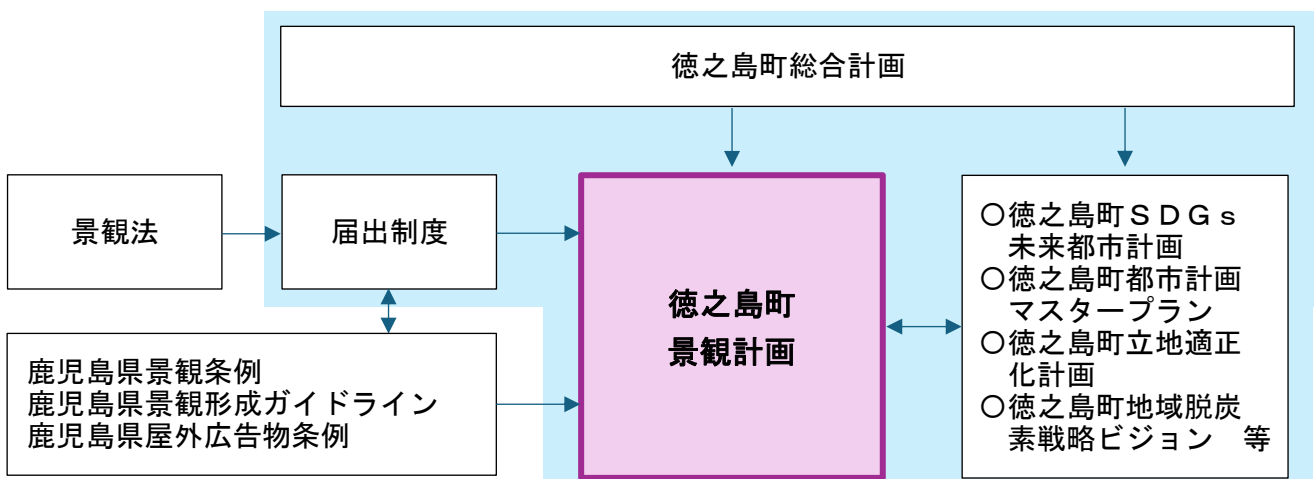
本計画は、景観法に基づく景観計画として届出制度を活用し、地域の実情に即した景観形成の誘導を行います。運用は、まず事前相談により計画段階から配慮事項を共有し、届出・助言等を通じて、過度な負担とならない形でゆるやかな誘導と実効性の両立を図ることを基本とします。

具体的には、①地域の個性（自然・歴史・暮らし）を基盤に据えた景観像の提示、②行為の誘導と配慮事項（性能目標を含む）の整理、③調整と協働の手順の明確化、④教育・観光・産業振興と連動した活用の方向性の提示を柱として、ゆるやかな誘導と実効性の両立を図ります。

特に、世界自然遺産地域については、生態系への配慮（光害・騒音・外来種誘引の抑制等）を計画の横断的原則として位置づけ、眺望・稜線・海岸線の保全と、集落の暮らしや安全・利便性の確保を両立させます。

1-2 計画の位置づけ

本計画は、景観法第8条の規定に基づき、本町における良好な景観の形成に関する総合的な指針を示すものです。徳之島町総合計画等の上位計画及び都市計画マスタープラン等の関連計画、ならびに鹿児島県景観条例、鹿児島県景観形成ガイドライン、鹿児島県屋外広告物条例等との整合を図り、関係機関と連携しながら施策の実現に取り組みます。本計画に基づく届出等の運用は、景観法及び関係法令に基づき実施するとともに、徳之島町景観条例の整備をめざします。



コラム SDGs 未来都市としての徳之島町—景観を「環境・暮らし・産業」につなぐ

徳之島町は、外海に面する離島であり、台風の影響を受けやすい地理条件の中で、サトウキビを中心とする農業を基幹産業として地域を支えてきました。また、アマミノクロウサギ等の貴重な動植物が生息し、人の暮らしと自然が共存してきた価値が評価され、徳之島は世界自然遺産に登録されています。

こうした地域の成り立ちを踏まえると、景観は「見た目の整え」とどまらず、自然環境の保全、生活の質の向上、地域経済の持続性を同時に支える基盤です。本景観計画は、世界自然遺産の理念と整合させながら、地域の実情に即した誘導を通じて、将来にわたり徳之島らしい環境と暮らしを引き継ぐための共通ルールとして位置づけます。

特に、SDGs の観点からは、景観計画が次のような役割を担います。第一に「環境」の面では、夜間環境や眺望、海岸・稜線といった骨格の保全を通じて、生態系への影響を小さくし、自然の価値を損なわない地域運営につなげます。第二に「産業」の面では、自然と調和した観光・滞在の質を高め、農業・特産品・交流の価値を伸ばす土台になります。徳之島町では園芸作物等を生かした特産品開発や、都市部企業等との共創を通じた課題解決にも取り組んでおり、景観の質はこうした取組の信頼性を支える要素になります。

第三に「暮らし（社会）」の面では、道路・港湾・公園・公共施設などの公共空間を、誰にとっても分かりやすく安全で、地域の誇りにつながる場として整えることが重要です。公共空間が先に見本を示すことで、住民や事業者の更新行為でも配慮点が共有され、無理のない改善を積み重ねやすくなります。

本景観計画でも、届出制度の運用に加え、公共空間の先行整備、事例の共有、年次点検による改善といった「進め方」を重視し、環境・暮らし・産業の好循環を地域の中で具体化させます。



「SDGs 未来都市」の提案概要

あこがれの連鎖と幸せな暮らし創造事業

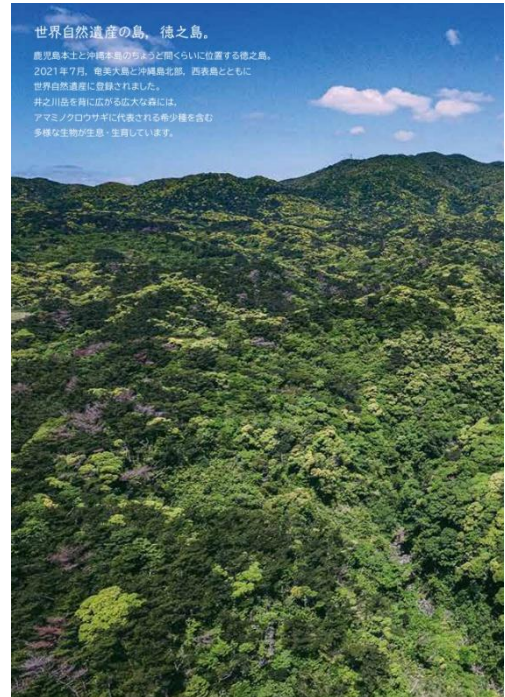
本町は、「あこがれの連鎖と幸せな暮らし」の実現に向けて、経済・社会・環境の統合的な取り組みを推進します。

2 徳之島町の景観特性と資源

徳之島町は、奄美群島の中北部に位置し、隆起サンゴ礁がつくる段丘・海食崖、遠浅のリーフ帯、白砂の浜、谷筋の湧水が織りなす独自の海陸地形に囲まれています。北部は世界自然遺産区域に隣接し、夜行性の固有種や海浜生態系を支える静けさと暗さが保たれています。平地ではサトウキビ畑と防風林が季節風を受け、屋敷林や石垣に守られた集落のたたずまいが連続しています。空港・港を起点に、世界遺産センター、沿岸の眺望点、集落の路地空間へと回遊できる導線があり、観光と日常が交差するのが本町の特徴です。

産業は農業（サトウキビ・畜産等）と観光が基盤で、離島の物流・人流は空港と港が担います。人口減少と高齢化が進み、空き家・耕作放棄地の点在、沿道広告の乱立、太陽光設備の反射、夜間照明のまぶしさなど、景観の質に影響する事象が各所で顕在化しています。一方、金見地区の受入体制整備（地域主導のエコツーリズム）や、世界遺産センターを核にした学びと観察のネットワーク化など、景観と暮らしを両立させる動きが芽吹いています。

本計画は、こうした地域の実相を起点に、「自然・歴史・暮らし」を骨格とする景観の価値を明らかにし、観光の量より質を重んじる受入れ、公共空間¹からの見本づくり、民間更新の背中を押す助言と合意形成を通じて、島の魅力を次世代へ引き継ぎます。



コラム 隆起サンゴ段丘とリーフがつくる「徳之島の見晴らし」

徳之島の景観は、隆起サンゴ礁に由来する段丘地形と、遠浅のリーフ、海食崖や白砂の浜など、海と陸が連続する独自の地形に支えられています。段丘の縁や海岸線では、水平線の広がりや稜線の重なりが同時に感じられ、徳之島らしい開放感を生みます。

一方で、造成や法面・擁壁の露出、建築物や工作物の位置・高さのとり方によって、見晴らしの連続が損なわれる場合があります。計画では、地形の成り立ちを踏まえ、眺望点や沿岸の移動動線で「見え方」を意識した配慮を積み重ね、地形が本来持つ景観の魅力が伝わる状態を維持します。



¹ 公共空間：道路・港湾・海岸・公園等のうち、住民や来訪者が通行・滞在する外部空間を指す。

2-1 自然・地形

徳之島は、隆起サンゴ礁に起源を持つ段丘と海食崖、遠浅のリーフ帯、白砂の浜、谷筋の湧水、風衝地の低木林が連続する独自の海陸地形を有します。島内では、サトウキビ畑が季節風を受けて縞模様の地表感をつくり、防風林（フクギ、テリハボク）やガジュマルの社寺林が集落を包み込みます。夜間は、人工光の影響が少ない区域を中心に星空が肉眼で捉えられる暗い夜空が広がり、夜行性の固有種や砂浜の生物にとって重要な環境となっています。これらの自然・地形要素は、海岸線・稜線・谷筋など「線」が織りなす眺望構図と、農地・森林・リーフといった「面」の広がり、そして岬・展望地・社寺林等の「点」で体験される景観の骨格を形成しています。

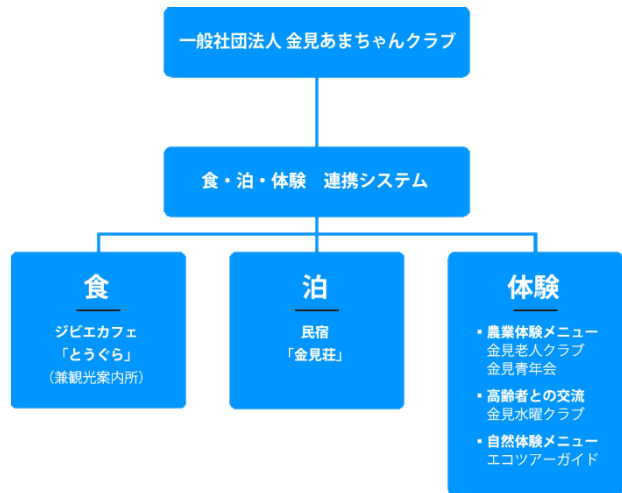
景観計画では、こうした稜線・海岸線・段丘といった地形要素の整理を土台に、稜線・水平線の抜けの確保、造成・擁壁の露出抑制、沿岸部の高さ・反射の配慮、夜間の暗さの維持を横断的な方針として位置づけます。

コラム 自然を守り活かす「金見あまちゃんクラブ」の活動

金見地区では、住民組織（金見 GBET 協議会）と地域団体が中心となり、グリーン&ブルー&エコツーリズムの受入体制づくりや情報発信、拠点整備に取り組んでいます。こうした地域主導の活動は、自然環境と暮らしを尊重しながら来訪者を迎える「小さくて質の高い観光」の実践であり、島らしい景観の維持・継承に資する重要な基盤です。



金見エコツアー風景



出典：カナンプロジェクトウェブサイト

2-2 歴史・文化・暮らし

徳之島の集落は、石垣と屋敷林で風をよけながら暮らす、島ならではの工夫でつくられてきました。フクギの屋敷林は、塀の役割をしながら一年を通じて木陰をつくり、路地や交差点には小さな社や拝所が点在しています。闘牛は島の誇りを表す文化で、その場所や行事は地域の物語をより深くしています。

石や木、土など自然の材料でできた、飾りの少ない丈夫なつくりと、そこで営まれる日々の暮らしが合わさって、特別な演出に頼らなくても“徳之島らしい”落ち着いた景色が生まれています。

本計画では、昔ながらの建て方や石積み、木の柵、周辺の植生や地面の色味を参考にした落ち着いた色調の舗装など、地域になじむ「基本のつくり」を大切に、過度に特定の仕様に限定するのではなく、場所の条件に応じた選定と調和を促します。

コラム 闘牛文化が育む「場」と「物語」

徳之島の闘牛文化は、単に行事として存在するだけでなく、地域の誇りや交流を支える文化資源として受け継がれてきました。闘牛に関わる場所や道筋、集落の語りは、来訪者にとっても地域の物語を感じる手がかりになり、観光の消費だけに寄らない魅力の形成につながります。

計画では、文化資源そのものを保存する視点に加え、来訪者が地域の暮らしを尊重しながら理解を深められるよう、案内の出し方や回遊の仕組みを整えます。行事の場を特別に飾り立てるのではなく、必要な情報を分かりやすく示し、周辺の景観との調和を損なわない方法で、地域の価値が伝わる環境づくりを進めます。



出典：徳之島観光連盟ウェブサイト

県指定文化財

民俗文化財（無形民俗文化財）

名称	所在地	所有者等	指定年月日	備考
徳之島井之川夏目踊り	徳之島町井之川	井之川夏目おどり保存会	平成13年4月27日	
徳之島の餅もらい行事	徳之島一円(徳之島町、天城町、伊仙町)	手々民芸保存会、前川女性団体連絡協議会、上花徳女性団体連絡協議会、尾母青年団	令和6年5月7日	むちたぼり、ムチムレー、アキムチと呼ばれている

町指定文化財

有形文化財（古文書）

名称	所在地	所有者等	指定年月日	備考
奥山家系図	徳之島町郷土資料館		昭和42年6月28日	寄託資料
宗門手札改帳	徳之島町郷土資料館		昭和42年6月28日	寄託資料
郷土格辞令書	徳之島町郷土資料館		昭和51年11月29日	寄託資料
宗門手札改	徳之島町井之川		昭和51年11月29日	

指定有形文化財（工芸品）

名称	所在地	所有者	指定年月日	備考
トンダフー式	徳之島町花徳		昭和42年6月28日	
手々ノ口関連史料 (旧名称：ノ口任命書及び同関係文書)	徳之島町郷土資料館	徳之島町教育委員会	昭和42年6月28日 追加指定 平成29年12月5日 令和2年5月18日	名称変更 平成29年12月5日
掬大八酒器一式	徳之島町郷土資料館		平成29年6月30日	寄託資料

民俗文化財（有形民俗文化財）

名称	所在地	所有者等	指定年月日	備考
高千穂神社	徳之島町亀津		昭和51年11月29日	菅原神社と松原神社のご神体を合祀している
菅原神社	徳之島町亀津		昭和51年11月29日	高千穂神社にご神体を遷したため社殿等はない
松原神社	徳之島町亀津		昭和51年11月29日	高千穂神社にご神体を遷したため社殿等はない

名称	所在地	所有者等	指定年月日	備考
穴八幡神社	徳之島町亀津	徳之島町	昭和51年11月29日	
秋葉神社	徳之島町亀津		昭和51年11月29日	
秋津神社	徳之島町亀徳		昭和51年11月29日	
白峯神社	徳之島町徳和瀬		昭和51年11月29日	
八幡神社	徳之島町井之川	井之川振興会	昭和51年11月29日	
蛭子神社(ウキボー ジガナシ)	徳之島町井之川	井之川振興会	昭和51年11月29日	
古勝森	徳之島町亀津		昭和51年11月29日	
アムトガナシ	徳之島町井之川		昭和51年11月29日	
アムトガナシ	徳之島町井之川		昭和51年11月29日	
カンジャ神さん	徳之島町井之川		昭和51年11月29日	
カンジャ神さん	徳之島町井之川		昭和51年11月29日	
テナゴ屋敷のカ石 神さん	徳之島町井之川	井之川振興会	昭和51年11月29日	
フーシンコ岩神さん	徳之島町井之川		昭和51年11月29日	
チンチンガナシ	徳之島町井之川		昭和51年11月29日	

民俗文化財(無形民俗文化財)

名称	所在地	所有者等	指定年月日	備考
亀津浜おどり	徳之島町亀津	亀津浜おどり保 存会	昭和51年11月29日	
尾母浜おどり	徳之島町尾母	尾母浜おどり保 存会	昭和51年11月29日	
下久志棒踊り	徳之島町下久志	下久志棒踊保 存会	昭和63年10月15日	
池間棒踊り	徳之島町母間	池間棒踊保 存会	昭和63年10月15日	
牛なくさみ	徳之島町一円		令和2年1月17日	

記念物(史跡)

名称	所在地	所有者等	指定年月日	備考
アジ墓	徳之島町手々		昭和51年11月29日	
大八カ石	徳之島町手々		昭和51年11月29日	
シキントー墓	徳之島町諸田		平成10年6月3日	
カンニンウシシギヤ 墓	徳之島町神之嶺		平成10年6月3日	
母間の線刻画(第一 線刻画)	徳之島町母間	徳之島町	令和3年6月1日	
殿内墓	徳之島町亀津 3148-100	徳之島町	令和3年11月17日	

記念物(天然記念物)

名称	所在地	所有者等	指定年月日	備考
榕樹の巨木	徳之島町山		昭和42年6月28日	榕樹(ガジュマル)
ソテツの元祖	徳之島町手々		昭和51年11月29日	
黒畦海岸の堆積物	徳之島町花徳	官有地	平成30年10月29日	
枕状溶岩	徳之島町井之川車塔南原海岸一円	官有地	令和元年6月18日	

国登録文化財

有形文化財(建造物)

名称	所在地	所有者等	登録年月日	備考
旧山尋常高等小学校校舎	徳之島町山字兼久田1808-イ	徳之島町	令和3年10月14日	
山小学校校舎	徳之島町山字兼久田1808-イ	徳之島町	令和4年10月31日	

有形文化財(建造物)

名称	所在地	所有者等	指定年月日	備考
薩南諸島の黒糖製造技術		薩南諸島一円(種子島～与論島まで)	令和6年3月21日	伝統的な製法で作られた黒糖製造技術が対象(工場での大規模生産された黒糖は対象外)

コラム 昭和30年代の井之川集落(茅葺き屋根)

井之川(いのかわ)は薩摩藩治下の慶長15年(1610)から明治5年(1872)まで天城町の湾屋(わんや)とともに藩の指定港としてにぎわいました。イノミナトには千石積の船三艘が同時に停泊でき、当時船をつないだ五百石クビリ、千石クビリ等といわれる珊瑚礁の穴もまだ残っています。

昔は、井之川湊に名田川(ナーダンコ)と前川(メーゴ)という2つの川が流れ込み、川から運ばれる土砂の流入が多かったため水深が浅くなりがちでした。そこで文政2年(1819)に島役人を勤めていた福美、真勝、頂山、鶴雄等が自費でもって川筋を変更し、併せてしゅんせつ工事をしてからは湊も深くなり、荷の出し入れが楽になりました。かつての川が流れていたあたりを古川(ふんご)といい、地名にその名残を見ることができます。



出典：徳之島町ウェブサイト

2-3 眺望・景勝

空港や港から主要な道路を通過して、海沿い・展望スポット・史跡へと回っていく見学ルートが、観光客の体験を形づくります。島の印象を左右するのは、海の水平線や丘の稜線、入り江や岩の並び方、そして夕方から夜空へと変わっていく景色の移り変わりです。

景観計画では、まず景色を観る代表的な場所を決め、その場所から見たときに建物や工作物が視界をふさがないように、見える範囲を確認して抜けの良さを守ります。あわせて、こうした景色のポイント同士をつなぐ眺めの道筋を設定し、道路沿いの建物の高さや色、看板、照明を全体として整えていきます。

世界自然遺産の価値を伝える拠点として「徳之島世界遺産センター」が整備され、周辺の展望点・観察ルートと連携した来訪動線が形成されています。空港・港からセンター、沿岸の眺望点へ至る軸は、初見の印象を左右するため、案内・景観配慮を重点化します。

コラム 徳之島世界遺産センターを景観計画の「学びと合意形成の拠点」へ

徳之島世界遺産センターは、徳之島の世界自然遺産としての価値である生物多様性や自然環境の魅力を伝えるとともに、来訪者にとっての滞在拠点となることを意図した施設です。コンセプトとして「徳之島リビングミュージアム」を掲げ、展示や体験を通じて、自然と人の営みが隣り合う島の姿を理解できる場として整えられています。

本景観計画においては、同センターを、単なる観光施設ではなく、景観の保全・誘導を進めるうえでの「学び」と「共有」の拠点として位置づけます。具体的には、世界自然遺産の理念と整合した景観配慮（夜間環境、眺望、海岸・稜線の保全、工作物の見え方等）について、分かりやすい展示・情報提供と、現地での行動につながる案内を連動させます。世界自然遺産の保安全管理は、関係機関と地域の連携により進めることが重要であり、包括的管理計画等の枠組みに沿って合意形成と取組の点検を重ねる考え方が示されています。景観分野においても、この枠組みとの整合を図りながら、地域の実情に即した誘導を積み重ねます。



出典：徳之島世界遺産センター公開資料・公式サイト

2-4 アンケート・ヒアリングの要点

自治会長等を対象としたアンケートでは、徳之島の魅力として海・空・緑の広がりや静寂、石垣・屋敷林、星空が高く評価されています。一方、課題としては、幹線沿いの看板の林立、高彩度・高光沢の外壁色、反射や外周の見え方に配慮を欠いた太陽光パネル、そして夜間照明のまぶしさが挙げられました。自由記述では、「緩やかな誘導でよいが、公共空間から分かりやすい見本を」という声が多く寄せられています。これらの結果を踏まえた目標・方針の設定が必要です。

Q 地区の景観評価（5段階：1 とても悪い～5 とても良い）

① 集落内の景観の良さ

	サンプル数	とても悪い	やや悪い	普通	やや良い	とても良い
総数	27 100.0%	2 7.4%	5 18.5%	15 55.6%	2 7.4%	3 11.1%
北部	12 100.0%	1 8.3%	0 0.0%	8 66.7%	1 8.3%	2 16.7%
南部	15 100.0%	1 6.7%	5 33.3%	7 46.7%	1 6.7%	1 6.7%

② 海岸・海の景観の良さ

	サンプル数	とても悪い	やや悪い	普通	やや良い	とても良い
総数	25 100.0%	1 4.0%	7 28.0%	6 24.0%	7 28.0%	4 16.0%
北部	12 100.0%	0 0.0%	3 25.0%	3 25.0%	4 33.3%	2 16.7%
南部	13 100.0%	1 7.7%	4 30.8%	3 23.1%	3 23.1%	2 15.4%

③ 農地・里山（サトウキビ畑・防風林等）の景観の良さ

	サンプル数	とても悪い	やや悪い	普通	やや良い	とても良い
総数	26 100.0%	2 7.7%	3 11.5%	16 61.5%	4 15.4%	1 3.8%
北部	12 100.0%	1 8.3%	1 8.3%	7 58.3%	3 25.0%	0 0.0%
南部	14 100.0%	1 7.1%	2 14.3%	9 64.3%	1 7.1%	1 7.1%

④ 幹線道路沿いの景観の良さ

	サンプル数	とても悪い	やや悪い	普通	やや良い	とても良い
総数	25 100.0%	2 8.0%	5 20.0%	13 52.0%	4 16.0%	1 4.0%
北部	11 100.0%	1 9.1%	2 18.2%	7 63.6%	1 9.1%	0 0.0%
南部	14 100.0%	1 7.1%	3 21.4%	6 42.9%	3 21.4%	1 7.1%

⑤ 観光客から見た印象への配慮度

	サンプル数	とても悪い	やや悪い	普通	やや良い	とても良い
総数	26 100.0%	1 3.8%	6 23.1%	16 61.5%	2 7.7%	1 3.8%
北部	12 100.0%	1 8.3%	1 8.3%	8 66.7%	2 16.7%	0 0.0%
南部	14 100.0%	0 0.0%	5 35.7%	8 57.1%	0 0.0%	1 7.1%

Q 守りたい景観資源（複数選択）

	サンプル数	①海岸線・砂浜・サンゴ礁の眺望	②里山・防風林(例:フクギ並木)	③農地景観(サトウキビ畑・石垣・石塀)	④伝統建築・古民家・集落の路地	⑤史跡・文化財・祭りの行列景観	⑥ガジュマル等の巨樹・名所	⑦夜空(星空)・静けさ	⑧その他
総数	26 -	23 88.5%	3 11.5%	7 26.9%	8 30.8%	13 50.0%	8 30.8%	14 53.8%	3 11.5%
北部	12 -	11 91.7%	1 8.3%	3 25.0%	3 25.0%	5 41.7%	5 41.7%	7 58.3%	2 16.7%
南部	14 -	12 85.7%	2 14.3%	4 28.6%	5 35.7%	8 57.1%	3 21.4%	7 50.0%	1 7.1%

Q 目立つ景観課題（複数選択＋深刻度 1 低～4 高）

① 電柱・電線の張り巡らし／無電柱化の遅れ

	サンプル数	深刻ではない	やや深刻	深刻	かなり深刻
総数	22 100.0%	9 40.9%	9 40.9%	2 9.1%	2 9.1%
北部	8 100.0%	5 62.5%	3 37.5%	0 0.0%	0 0.0%
南部	14 100.0%	4 28.6%	6 42.9%	2 14.3%	2 14.3%

② 派手・大型の屋外広告物／のぼり旗の乱立

	サンプル数	深刻ではない	やや深刻	深刻	かなり深刻
総数	23 100.0%	19 82.6%	3 13.0%	0 0.0%	1 4.3%
北部	9 100.0%	8 88.9%	1 11.1%	0 0.0%	0 0.0%
南部	14 100.0%	11 78.6%	2 14.3%	0 0.0%	1 7.1%

③ 空き家・老朽建物の放置（倒壊・雑草）

	サンプル数	深刻ではない	やや深刻	深刻	かなり深刻
総数	27 100.0%	0 0.0%	9 33.3%	8 29.6%	10 37.0%
北部	12 100.0%	0 0.0%	4 33.3%	3 25.0%	5 41.7%
南部	15 100.0%	0 0.0%	5 33.3%	5 33.3%	5 33.3%

④ 海岸の漂着ごみ／不法投棄

	サンプル数	深刻ではない	やや深刻	深刻	かなり深刻
総数	24 100.0%	3 12.5%	7 29.2%	8 33.3%	6 25.0%
北部	10 100.0%	1 10.0%	4 40.0%	4 40.0%	1 10.0%
南部	14 100.0%	2 14.3%	3 21.4%	4 28.6%	5 35.7%

⑤ 風力・太陽光など大型設備の見え方

	サンプル数	深刻ではない	やや深刻	深刻	かなり深刻
総数	23	15	7	0	1
	100.0%	65.2%	30.4%	0.0%	4.3%
北部	10	8	2	0	0
	100.0%	80.0%	20.0%	0.0%	0.0%
南部	13	7	5	0	1
	100.0%	53.8%	38.5%	0.0%	7.7%

⑥ 道路・港湾の防護柵・ガードレールの色・形

	サンプル数	深刻ではない	やや深刻	深刻	かなり深刻
総数	24	11	10	2	1
	100.0%	45.8%	41.7%	8.3%	4.2%
北部	10	6	3	1	0
	100.0%	60.0%	30.0%	10.0%	0.0%
南部	14	5	7	1	1
	100.0%	35.7%	50.0%	7.1%	7.1%

⑦ 夜間の過度な照明／逆に暗すぎる箇所

	サンプル数	深刻ではない	やや深刻	深刻	かなり深刻
総数	23	10	10	2	1
	100.0%	43.5%	43.5%	8.7%	4.3%
北部	10	5	5	0	0
	100.0%	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%
南部	13	5	5	2	1
	100.0%	38.5%	38.5%	15.4%	7.7%

Q 眺望・視界

1) 守りたい眺望地点

	サンプル数	ある	ない
総数	21	12	9
	100.0%	57.1%	42.9%
北部	8	7	1
	100.0%	87.5%	12.5%
南部	13	5	8
	100.0%	38.5%	61.5%

2) 「ある場合」の場所

海岸、畦プリンスビーチ、公園、母間ハート、黒畦海岸、棧橋から見た天城岳、車塔、

3) 視界を遮る要因 (複数)

	サンプル数	①樹木	②工作物	③電線	④建築物の高さ	⑤看板	⑥その他
総数	26 -	14 53.8%	1 3.8%	3 11.5%	1 3.8%	1 3.8%	3 11.5%
北部	12 -	7 58.3%	0 0.0%	1 8.3%	0 0.0%	0 0.0%	1 8.3%
南部	14 -	7 50.0%	1 7.1%	2 14.3%	1 7.1%	1 7.1%	2 14.3%

Q 広告物・サイン

1) 屋外広告物の現状

	サンプル数	①適切	②やや過多	③過多	④不足
総数	18 100.0%	16 88.9%	0 0.0%	1 5.6%	1 5.6%
北部	6 100.0%	5 83.3%	0 0.0%	1 16.7%	0 0.0%
南部	12 100.0%	11 91.7%	0 0.0%	0 0.0%	1 8.3%

2) 不適切だと思うタイプ (複数)

	サンプル数	①極端な色彩	②大型・高所設置	③道路近接	④仮設のぼり	⑤点滅・発光	⑥音声
総数	26 -	7 26.9%	7 26.9%	5 19.2%	5 19.2%	4 15.4%	6 23.1%
北部	12 -	3 25.0%	3 25.0%	2 16.7%	3 25.0%	2 16.7%	3 25.0%
南部	14 -	4 28.6%	4 28.6%	3 21.4%	2 14.3%	2 14.3%	3 21.4%

3) 望ましいルール（複数）

	サンプル数	①色彩・サイズ基準	②設置場所ゾーニング	③夜間消灯時間	④多言語・統一デザイン	⑤不要
総数	26	10	8	3	1	2
	-	38.5%	30.8%	11.5%	3.8%	7.7%
北部	12	4	3	1	0	0
	-	33.3%	25.0%	8.3%	0.0%	0.0%
南部	14	6	5	2	1	2
	-	42.9%	35.7%	14.3%	7.1%	14.3%

Q 観光と景観

1) 景観上必要なもの（複数）

	サンプル数	①統一サイン計画	②駐車・トイレ整備	③見晴台・フォトスポット	④解説板	⑤マナー啓発
総数	26	3	13	10	12	6
	-	11.5%	50.0%	38.5%	46.2%	23.1%
北部	12	0	7	4	7	2
	-	0.0%	58.3%	33.3%	58.3%	16.7%
南部	14	3	6	6	5	4
	-	21.4%	42.9%	42.9%	35.7%	28.6%

Q 景観ルール・協定（合意形成）

1) 地区ごとの景観ガイドライン作成

	サンプル数	①賛成	②検討	③反対	④わからない
総数	26	12	7	0	7
	100.0%	46.2%	26.9%	0.0%	26.9%
北部	11	8	2	0	1
	100.0%	72.7%	18.2%	0.0%	9.1%
南部	15	4	5	0	6
	100.0%	26.7%	33.3%	0.0%	40.0%

2) 自主協定（看板・色・高さ等）の導入

	サンプル数	①賛成	②検討	③反対	④わからない
総数	23	7	6	0	10
	100.0%	30.4%	26.1%	0.0%	43.5%
北部	10	4	2	0	4
	100.0%	40.0%	20.0%	0.0%	40.0%
南部	13	3	4	0	6
	100.0%	23.1%	30.8%	0.0%	46.2%

Q 地区の重点施策の優先順位（1～3位に順位付け）

	サンプル数	①無電柱化	②看板ルー ル化	③空き家外 観改善	④海岸清掃・ 管理	⑤伝統建築 活用	⑥道路景観 (植栽・歩道)	⑦里山・防風 林保全	⑧夜空保全・ 照明方針
総数	24 100.0%	1 4.2%	0 0.0%	11 45.8%	4 16.7%	0 0.0%	6 25.0%	1 4.2%	1 4.2%
北部	11 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 36.4%	1 9.1%	0 0.0%	5 45.5%	1 9.1%	0 0.0%
南部	13 100.0%	1 7.7%	0 0.0%	7 53.8%	3 23.1%	0 0.0%	1 7.7%	0 0.0%	1 7.7%

Q 自由記述

- 集落内の空き地の管理（草刈り等）。河川の清掃（木の伐採等）。
- 生活道路の整備（陥没、側溝不備が散見される）。農道の側溝整備（側溝詰まりに因り、農道に排水が流れ出ている箇所が見受けられる）。定期パトロールを検討して欲しい（区長・駐在員同伴でパトロール実施することで、問題点を共有することが出来る）。
- 県道沿いの水路の蓋（山側）がかなり古く、欠けたり段差があったりして、歩行者の安全が心配される。県、土木、道路課に蓋板取り替え等の依頼をしているが実行されていない。老朽化した空き家が数軒あり、取り壊す費用も高額で個人では対応しきれないので、放置せざるを得ない。
- 避難所がほしい。
- 景観整備後、のちのち誰が管理するのか？と前進できない状況にいます。限界集落に。各集落の見所、祭り等一枚の看板で紹介していただきたいです。
- 道路の草、高木を切ってほしい。徳之島町が他町に比べて遅れている。
- 集落内に空家、荒地（地主高齢化のため）が多く、景観が悪い。道路に樹木の枝が伸びたり、雑草が伸び隣の家に覆いかぶさっている（ススキ等）。集落民からの苦情が区長にくるので困っています。
- 亀徳新港から16m道路の雑草の様子。夏休みシーズンの観光客が増える時にこの有様ではどうかと感じます。※別紙写真添付あり。
- ゴミ収集場所の看板が未だ来ず。（調査後数カ月、ネット必要）4～5年前から亀津小の体育館の白アリが改善されず区民の苦情が多い。見苦しい、恥ずかしいの声あり。
- 徳和瀬の先祖代々の浜下り、ヤドリのあった大切な浜が、見るのも忍びないほど、汚されています。海水もにごっていて、泳ぐどころか汚れの原因究明の必要性を感じます。
- 空き家対策を早くしてほしい。

2-5 景観上の課題整理

徳之島は、世界自然遺産に登録された自然環境と、海・空・星、サトウキビ畑、石垣や屋敷林が形づくる島ならではの景観が調和し、地域の魅力が高い水準で保たれています。一方で、生活様式や産業構造の変化、観光需要への対応、インフラ整備の進展に伴い、沿道空間の見え方、造成・擁壁等の工作物の存在感、建築物や設備・広告物の色彩や光の扱い方など、景観の質に影響を与える事象が各所で顕在化しています。離島という条件も踏まえ、地域の実情に適合した方法で望ましい景観の状態を確保していく運用が必要です。

自治会長を対象としたヒアリングでは、海と空の広がり、石垣や屋敷林に支えられた落ち着いた集落景観、静穏な夜間環境と星空が高く評価される一方、沿道の広告物の多さ、建築外装の派手な色合い、太陽光発電設備の反射、夜間照明のまぶしさ等に関する指摘が複数寄せられました。とりわけ、公共空間で分かりやすい見本を提示し、過度に厳格な規制ではなく、地域の合意と助言を通じて段階的に整えていく進め方が望ましいとの意見が多く示されています。

これらを踏まえ、世界自然遺産に近接する北部域、沿岸や眺望の回廊、農村景観の連続性が高い区域を中心に、景観上の配慮を重点化します。徳之島の価値を支える自然・文化・暮らしの基層を尊重しつつ、実務上の制約に配慮した現実的な運用により、望ましい景観の状態の維持・向上を図ります。

3 景観計画区域とゾーニング

3-1 区域設定の考え方

本計画の区域は、徳之島の景観価値が最も立体的に重なる北部の世界自然遺産縁辺域、観光・生活の第一印象を規定する沿岸回廊、島の原風景を支える農村回廊（サトウキビ帯）を軸に設定します。

また、北部・自然遺産縁辺ゾーンには、金見集落一帯をはじめとする里海・里山・海食崖景観が含まれ、住民主体の受入・保全活動が継続しています。計画では、当該ゾーンを「夜間の暗さ・眺望の確保・受入品質の維持」を柱に運用します。

区域内では、建築・工作物・広告・照明等の見え方を緩やかに誘導し、眺望・夜間環境・反射・造成といった横断テーマに一貫性を持たせます。

なお、自然公園法に基づく特別保護地域・特別地域（第1種・第2種）および都市計画区域については、既存制度により管理が図られているため、原則として本計画の対象外とします。

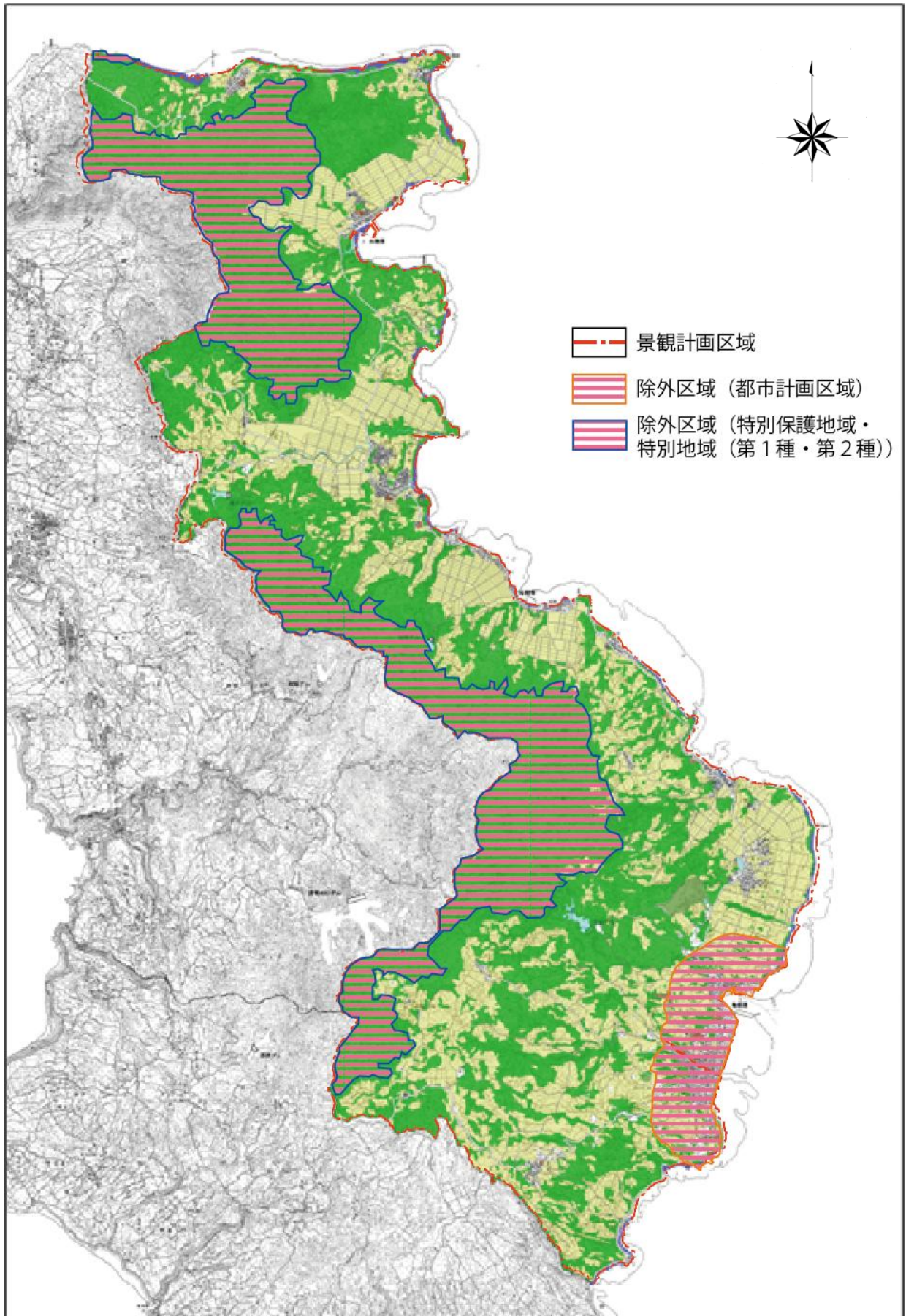
特別保護地域・特別地域（第1種・第2種）境界付近では光・反射・高さ等に関する配慮事項を技術的指針として示し、上位制度の趣旨との整合を確保します。

都市計画区域の港周辺は来訪者の第一印象に関わる重要な場所であるため、町は「第一印象軸」の考え方を示し、公共空間の整備方針や案内体系の考え方を参考として関係管理者と共有し、協議により可能な範囲で整合を図ります。

これにより、二重規制を回避しつつ、島全体の印象を左右する要所で実効性の高い運用を実現します。

なお、本計画の運用は、町全域で一律に負担を強めることを目的とするものではなく、島全体の印象を左右する要所（来訪者の動線や拠点となる箇所等）について、事前相談・協議・助言の充実等により重点的に誘導を図り、段階的に実効性を高めます。

景観計画区域図



3-2 除外方針

特別保護地域および特別地域（第1種・第2種）は行為規制が極めて厳格であるため、本計画で新たな規制を重ねることはしません。このため、当該区域は原則として対象外とします。ただし、境界の外側から当該区域の価値に影響を及ぼすおそれがある眩しさ（眩光）や反射、視界の遮りについては、技術的な参考指針を示し、配慮を求めます。

また、都市計画区域については、建築基準、屋外広告物制度、都市計画マスタープラン等の枠組みで対応が可能な範囲は原則として対象外とし、本計画の基準による適合・不適合チェックを義務づけるものではありません。

これにより、限られた行政資源を優先度の高い場所に重点配分し、住民・事業者の手続きの負担を小さく抑えます。

3-3 境界外配慮

除外区域でも、照明の向きや明るさ、外壁や設備の光の反射、建築物の高さや配置の在り方は、貴重な眺望や夜間環境に間接的な影響を与えるおそれがあります。

本計画では、法的な義務ではない技術的参考として、周囲と調和する落ち着いた色調と艶を抑えた仕上げ、配置・ボリュームの工夫や植栽等による圧迫感の緩和、および地形や景観に配慮した太陽光パネル等設備の配置と縁辺部の整理に留意します。

3-4 地区区分

本計画は、全域に共通する方針と基準を前提に、地域の特性に応じた3つの地区を設定し、各地区で追加の配慮事項を示します。

地区区分は、景観上の留意点を分かりやすく伝え、相談・届出時の助言と条件整理を速やかにすることを目的とします。なお、中心拠点・港湾背後の市街地は都市計画区域に該当し本計画の対象外であるため、地区区分からは除外します。

沿岸・集落ゾーン、農地里山ゾーンでは、観光拠点（世界遺産センター）と生活回廊の一体的な案内・表示整理を進め、必要な情報を過不足なく提示しつつ、山や海への抜けと歩きやすさを損なわない整え方を推奨します。

4 景観形成の目標と方針

4-1 町全域の基本目標

徳之島の景観は、世界自然遺産に象徴される自然環境と、海・空・星、石垣や屋敷林、サトウキビ畑などの暮らしの営みが重なって成り立っています。

こうした基層の価値を損なうことなく、日常の利便や安全、産業活動との両立を図りながら、維持・改善・継承の取組を段階的に進めます。そのために、町全域で共有する基本目標を「まもる」「みがく」「ととのえる」「つなぐ」の四つの柱で整理し、公共と民間が同じ方向を向いて取り組めるよう、わかりやすい指針として示します。

また、「自然とともにある島の暮らしを次世代へつなぐ」を合言葉に、観光受入は量より質を重視し、学びと体験を通じて保全行動へ誘う仕組みづくりを進めます。

基本目標1 「まもる」

世界自然遺産に象徴される自然環境と、海・空・星、石垣・屋敷林、社寺林や路地のたたずまいなど、徳之島らしさを支える基層の景観を守ります。稜線や海の水平線の見え方、夜間の静けさと暗さ、集落の落ち着きが損なわれないよう、更新や整備の段階で配慮します。

基本目標2 「みがく」

来訪者の利用が多い主要港および空港・港から主要拠点へ至る幹線、眺望点、集落の出入口など、来訪者と住民が出会う場所を磨きます。舗装・案内・照明・植栽の基本的なつくりをそろえ、連続した歩きやすさと居心地のよさを高めます。行政が先行して取り組みを実践し、民間・地域の活動へ広がります。

基本目標3 「ととのえる」

沿道の表示や外壁色、太陽光発電設備や擁壁など、見え方のばらつきが大きい要素を整えます。やり方を一つに固定せず、望ましい見え方を共有したうえで、配置・色・仕上げ・植栽など複数の方法で段階的に改善します。届出や相談では、過度な負担とならないよう配慮します。

基本目標4 「つなぐ」

自治会・事業者・学校・観光・行政が情報と役割をつなぎます。地域での話し合いを支援、自主的なルールづくりを後押しし、分かりやすい事例や標準ディテールを共有します。毎年の点検と見直しにより、取り組みを継続します。

4-2 景観まちづくりの重点方針

本計画により、地域の実情に即した横断的な施策により景観の質を高めます。重点方針は、①玄関口と第一印象軸の充実、②集落のたたずまいの継承、③夜間環境と生きものへの配慮、④海への抜け・稜線の保全、⑤農地里山の景観管理、⑥設備・再生可能エネルギーの整え方、⑦合意と運用の仕組みの7つとします。

(1) 玄関口と第一印象軸の充実

空港・港から世界自然遺産センター、主要な眺望点や金見地区の観察拠点、集落入口へ至る動線を「第一印象軸」として位置づけ、安全性、休憩のしつらえ、案内の分かりやすさ、眺望や学びの要素を組み合わせ、歩いて回れる環境づくりを推進します。

案内は徳之島町観光連盟等と連携し、現地サインとデジタル情報を結び、迷いにくい回遊を段階的に整えます。沿道では、地元の商品・行事・歴史を簡潔に紹介し、来訪者が学びながら移動できる仕立てとします。

(2) 集落のたたずまいの継承

石垣・屋敷林（フクギ等）・路地の落ち着いた景色を、暮らしの誇りとして次代につなぎます。公共工事では石・木・土など地域になじむ素材と簡潔な意匠を標準化し、日常修繕で真似しやすい小さな見本を積み重ねます。金見 GBET 協議会に代表される地域主導の受入やガイド活動と連携し、路地の安全・清掃・表示の整えを地域の合意で進めます。空き家の活用は地元事業者と協力し、暮らしを支える用途を優先します。

コラム 石垣と屋敷林がつくる「風と暮らしの景観」

徳之島の集落には、石垣や屋敷林が風から暮らしを守り、家並みの落ち着きと陰影をつくってきた背景があります。路地のスケール感、曲がり角の見え方、樹木の緑陰と石の質感が重なり、派手な演出がなくても「島のたたずまい」が感じられる景観が形成されています。

こうした暮らしの景観は、道路改良や外構更新、空き家の増加など、日常の小さな変化の積み重ねで印象が変わります。計画では、公共空間の整備を先行事例として、石や木、土に近い落ち着いた素材感や、植栽・外構の整え方を共有し、民間の更新時にも参照しやすい「見本」とします。



石垣（林家・直島家・支所裏）

出典：徳之島町北部観光ポータルサイト ほっくほく

(3) 暗い夜空と生きものへの配慮

世界自然遺産（奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島）の理念に沿い、夜間は「必要な場所・時間・明るさ」に見直します。アマミノクロウサギ（徳之島・奄美の固有種）、トクノシマトゲネズミなど夜行性生物の活動や、ウミガメの産卵・ふ化への配慮を共有し、公共施設²は先行して運用改善を進めます。

学校・観光団体・ガイドと連携した星空観察・夜の自然学習を通じ、暗さの価値を住民・来訪者双方に広げます。

コラム 先進事例) 自然景観をライトアップで環境学習の場に

- 阿寒摩周国立公園では、国立公園満喫プロジェクトの取組として、夜間における国立公園の適切な利用方法や、地域活性化への貢献の可能性を検討することを目的とし、最小限の照明を用いて硫黄山や川湯温泉の森の特色を演出する「川湯の森ナイトミュージアム」を社会実験として実施しました。
- 国立公園の自然環境を保全しながら、活火山の硫黄山のライトアップや温泉近くの森をライトアップとAR（拡張現実）の技術を駆使することで夜間景観を活かした環境学習の場を創出しています。



川湯の森ナイトミュージアム『図鑑の森』
森の木々が、いきいきとしたそのままの姿で光に照らされて、立体図鑑に変身。



普段見ることのできない「夜の硫黄山」。特別な光の演出で、噴気孔から立ちのぼる煙と大地の創り出す絶景を楽しめます。



手掘りの彫刻の鳥たちや、仮想現実の動物、輝く紅葉が夜の森の中に浮かび上がります。

出典：国土交通省（景観計画・まちづくりの質向上アイデア集）

² 公共施設：道路・公園・港湾・河川等の管理対象としての施設を指す。

(4) 海への抜け・稜線の保全

徳之島の魅力である海の水平線と段丘地形の稜線を「町の共有財」として位置づけ、眺めが途切れない景色を守ります。沿岸の生活回廊や展望地では、建物や仮設物の置き方を地域の話し合いで整え、波打ち際の自然音や潮の匂いを感じられる歩行体験を確保します。主要視点場はベンチ・解説・植栽を簡潔に整え、誰もが安全に眺望を共有できる場とします。

(5) 農地里山の景観管理

サトウキビ畑・段丘の畑地・屋敷林がつくる「島の原風景」を、農の営みと両立させて守ります。農道・水路・畦の手入れや資材置き場の見え方を地域で確認し、耕作放棄地は簡易な植栽や農地復元と組み合わせて荒れの連鎖を防ぎます。農泊・体験プログラムを観光団体と結び、景観の手入れが地域の収益や教育の機会にもなる循環を育てます。

コラム 農地里山の景観管理は「土の見え方」と「縁（ふち）の整え方」がポイント

農地里山の景観は、畑の広がりそのものに加え、畑の縁や法面、農道沿いの植生など「境界部」の見え方で印象が大きく変わります。特に造成やほ場の改変を伴う場合、土の露出が長く続くと景観上の負荷になりやすいため、工事の進め方と復旧の手順が重要になります。農業農村整備分野の技術指針でも、周辺地形や農村景観の特性を踏まえ、法面等の景観構成要素に留意して景観配慮を検討する必要があります。

農地里山ゾーンにおいて、(1) 必要最小限の改変とす
る考え方、(2) やむを得ず土を動かす場合は、工区を分
けて露出期間を短くすること、(3) 法面・擁壁など境界
部は早期に緑化等で整えること、(4) 資材置場や農業施
設は配置と外周部の整理により見え方を整えることを、
運用上の留意点として共有します。これにより、農の営
みを維持しながら、徳之島の原風景の連続性が損なわれ
にくい状態を確保します。



(6) 再生可能エネルギー・設備の整え方

自然遺産縁辺域では新設を抑え、その他の区域でも地域の理解と合意を前提に計画を進めます。立地や配置、周辺との折り合い、維持管理の責任分担を初期段階から共有し、遠望・反射・外周の見え方への配慮を徹底します。案件は世界自然遺産センター、観光連盟等の関係主体とも情報連携し、地域利益の循環を含めて検討します。

(7) 合意と運用の仕組み

相談→届出→審査→完了報告の流れを分かりやすく示し、一本化された相談窓口と事前相談の活用で手戻りを減らします。景観審査・助言には自然保全・観光・教育の関係者も関与できる場を設け、優良事例の公開で実践を広げます。助言・指導を起点とする段階的対応を基本とし、毎年の点検で成果と課題を共有して改善します。ガイド団体、観光連盟、学校、事業者、行政が役割を分担し、学び・働き・楽しむの循環を支える体制を整えます。



第46代横綱朝潮太郎記念館：偉業を紹介するため出身地の井之川に建てられた記念館（令和2年開館）

昭和23年に初土俵を踏んだ朝潮太郎は、当時の奄美群島が米軍統治下に置かれていたことから「神戸出身」と紹介されていたが、昭和28年の本土復帰後は「奄美徳之島出身」とアナウンスされるようになり、多くの島民がラジオ放送に釘付けになり熱狂した。昭和34年に横綱に昇進すると、同年4月17日に徳之島へ凱旋。亀津永浜には1万人以上が集まり万歳の歓声に包まれたと報じられている。

4-3 地区別方針

(1) 自然遺産縁辺ゾーン

世界自然遺産区域とその周辺では、夜行性の生きものや星空環境への配慮、海岸・稜線の景観の保全を最優先にします。夜間は、必要な場所に必要な明るさにとどめることを基本とし、光の向きや使い方をわかりやすく整理し、周囲へ広がり過ぎないようにします。建築物や設備は、周囲になじむ落ち着いた仕上げを心がけ、景色をさえぎらない配置と高さに配慮します。

少光害・低反射・稜線配慮を基本に、エコツーリズムの質向上と景観維持の両立を図ります。

なお、再生可能エネルギー設備（太陽光パネル等）は、本ゾーンでは原則として設置を制限します。

イメージ

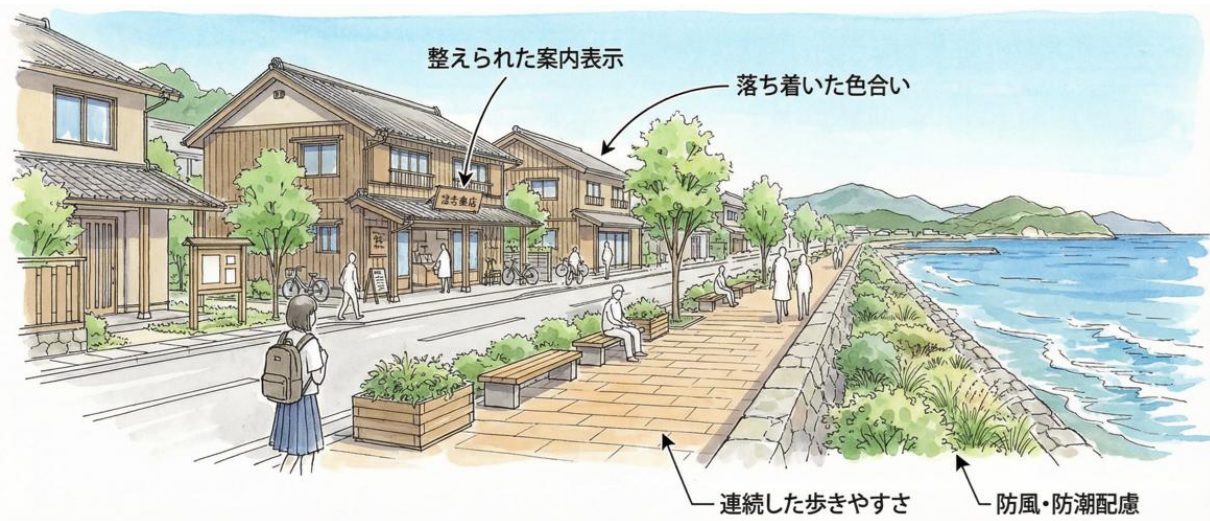


(2) 沿岸・集落ゾーン

沿岸・集落ゾーンは、海岸線に隣接した日常生活の場です。住居や個人商店、学校への通学などの生活の景色を大切にしながら、景観の価値を地域で共有することを基本にします。沿道の案内や店先の表示は、必要な情報を分かりやすく、数をしぼって整えることを心がけ、大きく張り出す形は控えます。建物の外観は、周囲の景色になじむ落ち着いた色合いに留意して運用します。

防風・防潮に必要な施設や植栽は暮らしの安心を最優先にしつつ、高さ・形・色が周囲の家並みや海の眺めとちぐはぐにならないよう配慮します。道づくりや外構の更新は、庇・植栽・ベンチ・案内板などの要素を地域で話し合いながらまとめ、連続した歩きやすさと居心地のよさを高めます。

イメージ

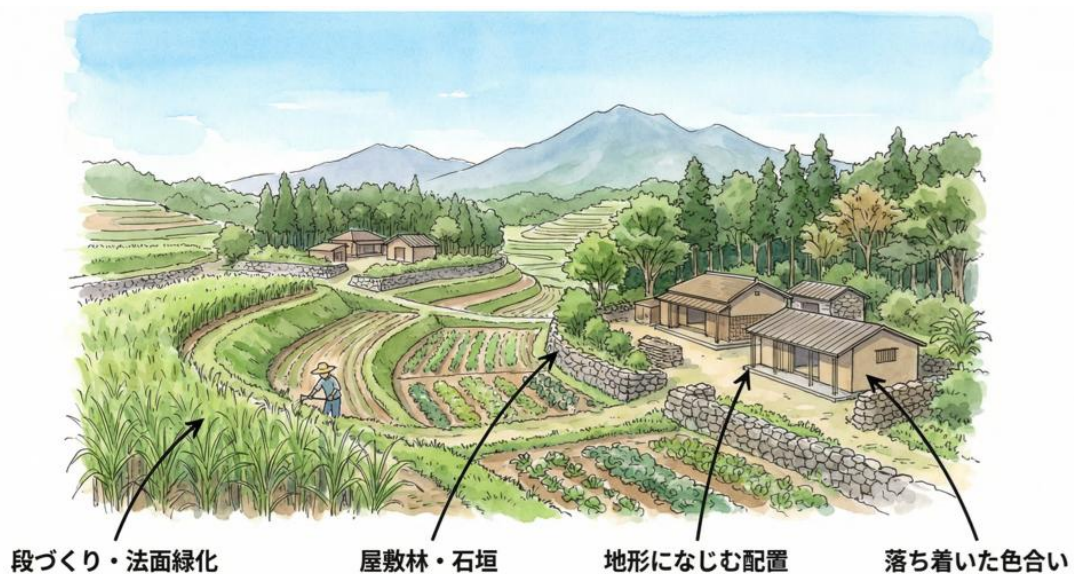


(3) 農地里山ゾーン

農地里山ゾーンは、サトウキビ畑や段丘の畑地、屋敷林や石垣が連なる、徳之島の原風景を支える場です。農の営みと自然の地形がつくる景色を大切にし、造成は必要最小限とします。やむを得ず土を動かす場合は、段づくり（段切り）や法面の緑化により、土の露出をできるだけ短くし、周囲となじむようにします。

農業用の建物や倉庫、資材置場などは、地形になじむ配置を基本とし、外観の色や仕上げは、周囲の植生や土の色に合う落ち着いた色合いを心がけます。夜間の照明は、安全に必要な最小限の明るさとし、光が周囲や空に広がり過ぎないように配慮し、農の生産性と風景の質の両立をめざします。

イメージ



4-4 公共空間の基本設計原則

(1) 統一の考え方

公共空間（道路・港湾・海岸・公園等を含む住民や来訪者が通行・滞在する外部空間）は、島の第一印象を形づくる場であり、民間の更新の手本となります。過度に特定の仕様に限定するのではなく、「落ち着き」「見通し」「安全性」「周辺との調和」といった目的を共有し、場所の条件に応じた選定と段階的な改善を進めます。

(2) 舗装・外構

舗装、防護柵、縁石、ベンチ、案内板等は、周辺の植生や地面の色味、石垣・屋敷林等の地域景観との調和を大事にします。反射の強い仕上げや過度に目立つ配色は避け、必要な視認性・安全性を確保しつつ、景観の落ち着きを損なわない整え方とします。

(3) サイン・案内

案内・表示は、必要な情報を過不足なく提示しつつ、山や海への抜け、歩きやすさ、景観の見通しを阻害しない配置・大きさ・数量とします。多言語化等は必要性に応じて整理し、統一感のある体系（表記・ピクト・配置ルール）を基本とします。

(4) 照明

夜間照明は、安全に必要な最小限を基本とし、光が周囲や空に広がり過ぎないように配慮します。世界自然遺産の理念を踏まえ、生きものへの影響に留意し、色温度・配光・設置位置等は現地条件に応じて選定します。

(5) 植栽・景観資源

屋敷林・社寺林・防風林の価値を踏まえ、更新や補植の方針を共有します。樹種選定は風衝や塩害、維持管理に配慮します。景観重要樹木や石垣などの資源は、表示や軽微な修景で価値が伝わるようにします。

(6) 事前相談と標準化

公共工事や施設更新は、計画段階で「目的（景観性能）」「色調・仕上げの考え方」「配置・照明の留意点」を簡潔に整理し、関係部局・関係管理者と早期に共有します。公共空間で良好事例を蓄積・公開し、民間の更新時にも参照しやすい「見本」として展開します。

5 良好な景観形成のための基準

徳之島の景観は、自然環境と暮らしの営みが重なって成り立っています。

本章では、島の価値を損なわずに更新と整備を進めるため、最終的に目指す見え方（性能目標）を明らかにし、計画・設計・更新時の判断の指標とします。なお、手法は一つに限らず、同等の効果が確かめられる提案は柔軟に認めることを原則とします。

5-1 共通性能目標

徳之島らしい景色を将来に引き継ぐため、建物や外構、広告、照明、設備の見え方を「結果（見え方）」でそろえることを基本の考え方とします。個々の条件に応じ、基準と同等の景観効果が担保される方法は、基準に準ずる取扱いとします。

特に、建築物の高さ及びボリュームは、周辺の建築物の規模（軒高・棟高）、敷地条件及び土地利用の状況に配慮し、地域景観のまとまりや落ち着きを損なわないよう計画します。特に、海岸線や主要な眺望点、集落の見通しの方向において、稜線（スカイライン）を不必要に越えて突出する計画は避けます。

やむを得ず高さが生じる場合は、上層階のセットバック、建物形状の分節化（ボリュームを小割りに見せる工夫）、屋根形状の工夫等により、圧迫感の低減と周辺との調和を図ります。

（目標）

①眺望の連続

稜線・水平線・海への抜けが途切れず、遠近の重なりが自然に感じられること。

②夜間環境の保全

必要な場所・時間・明るさにとどめ、空や周囲に広がるまぶしさを抑えられていること。

③色彩・質感の調和

外装は落ち着いた色合いと控えめな艶で、植生・土・石の質感と調和していること。

④造成・擁壁の低減

造成は最小限にとどめ、やむを得ない場合は段づくりや緑化で大面積の露出を避けていること。

⑤案内・広告の整理

必要な情報が過不足なく、数・大きさ・位置が整理され、景色を妨げていないこと。

⑥設備・再エネの景観配慮

設備は地形になじむ配置で、外周の見え方に配慮されていること（自然遺産縁辺ゾーンは原則制限）。

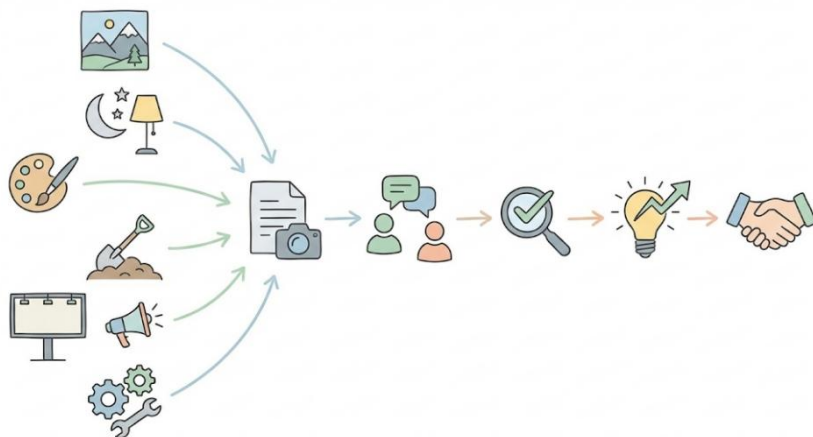
判断視点	主な配慮事項（要点）
①眺望の連続	稜線・水平線・海への抜けを妨げない配置・高さ・形態とする。
②夜間環境	必要な場所・時間・明るさにとどめ、上方向の光やまぶしさを抑える。
③色と質感	周辺に調和する落ち着いた色域・低光沢の仕上げを基本とする。
④配置・高さ・ボリューム	セットバック・分節等で圧迫感を抑え、街路・眺望回廊の連続性に配慮する。
⑤外構・緑化・造成	造成は必要最小限とし、段築・緑化等により露出面を抑える。
⑥案内・広告	壁面一体を基本に、数・大きさ・位置を整理し突出の乱立を避ける。
⑦設備・付帯物（再エネ含む）	地形になじむ配置とし、外周は生垣等でやわらげる。*北部は再エネ原則制限。

コラム 基準は「守るべき要点」を明確にし、具体設計は相談にて整理

良好な景観形成のための基準は、細部の仕様を一律に定めることよりも、地域として守るべき要点を分かりやすく示し、個別の計画に応じて確認・助言できる形にすることが重要です。国の手引きでも、景観計画は地域の実情に即して運用できる仕組みとして整理し、事前相談や運用の積み重ねにより実効性を高める考え方が示されています。

徳之島町では、眺望、夜間環境、色彩・質感、造成・外周の整え方、案内・広告の整理など、景観への影響が出やすい観点を共通項目として示し、届出・協議の場面では、提出資料を整理したうえで要点が確認できる運用とします。設計の工夫により基準の趣旨が満たされる場合は、その根拠が分かる説明資料に基づき確認し、必要に応じて助言内容を明確化します。

これにより、過度に厳格な規制に偏らず、地域の負担感を抑えながら、段階的に景観の質を高める運用につながります。



5-2 項目別基準

本項は、建築・外構・色彩・広告・照明・設備に関する運用上の目安を示します。前面からのセットバック、長大な外壁の分割、段築と緑化、低～中彩度で低光沢の外装、壁面一体型で視認性を確保する案内、下向きでまぶしさを抑える照明、地形になじむ低背配置の設備を基本とします。

個々の条件に応じ、基準と同等の景観効果が見込める方法は、事前相談と提出資料により判断します。

(基準)

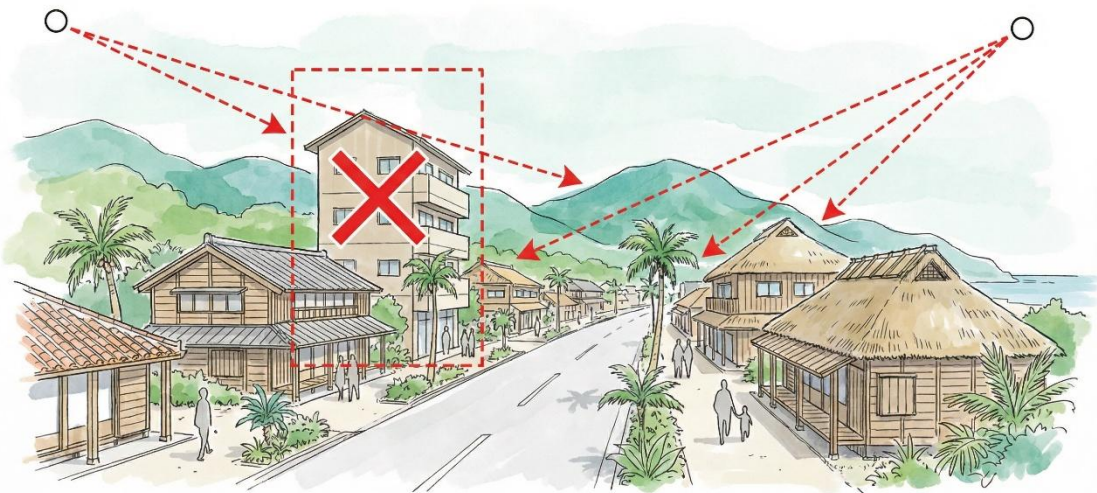
①配置・高さ・ボリューム

主要な見通しを保ち、圧迫感を和らげる配置と高さとしします。必要に応じて、後退配置・分節・庇・植栽で輪郭を整えます。

(イメージ例)

■配置の工夫

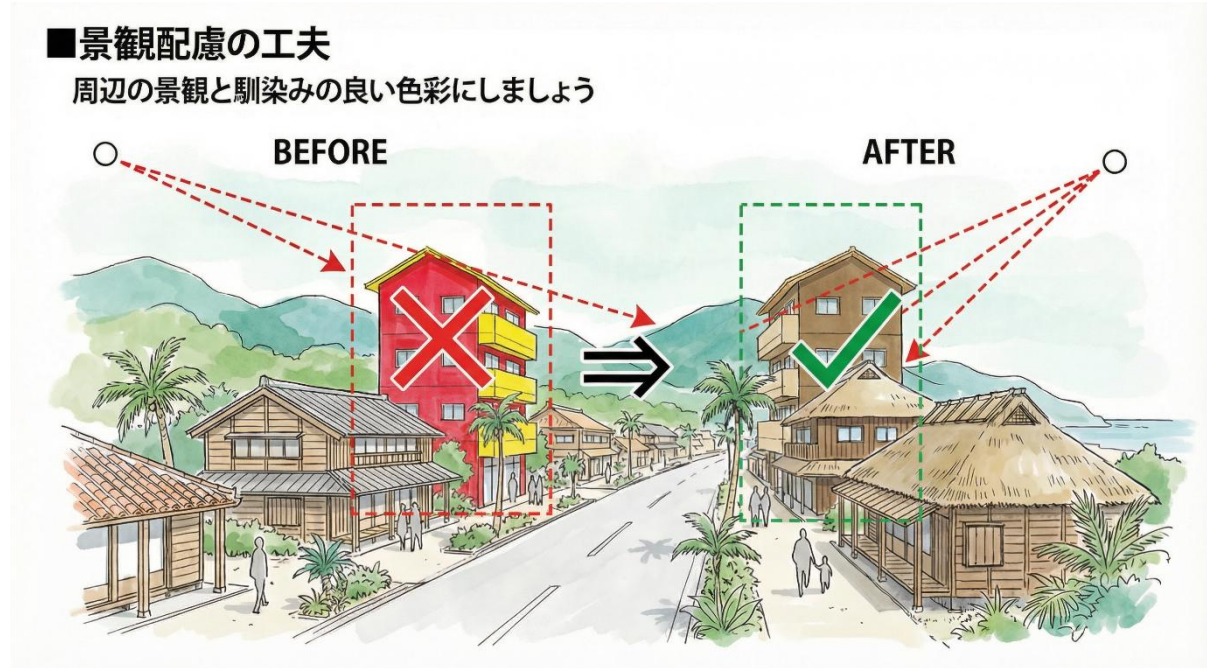
主要な視点場からの山なみを阻害しないよう建物の高さや配置を工夫しましょう



②外装の色・質感

落ち着いた色合いと控えめな光沢を基本にし、過度な光沢仕上げは避けます。

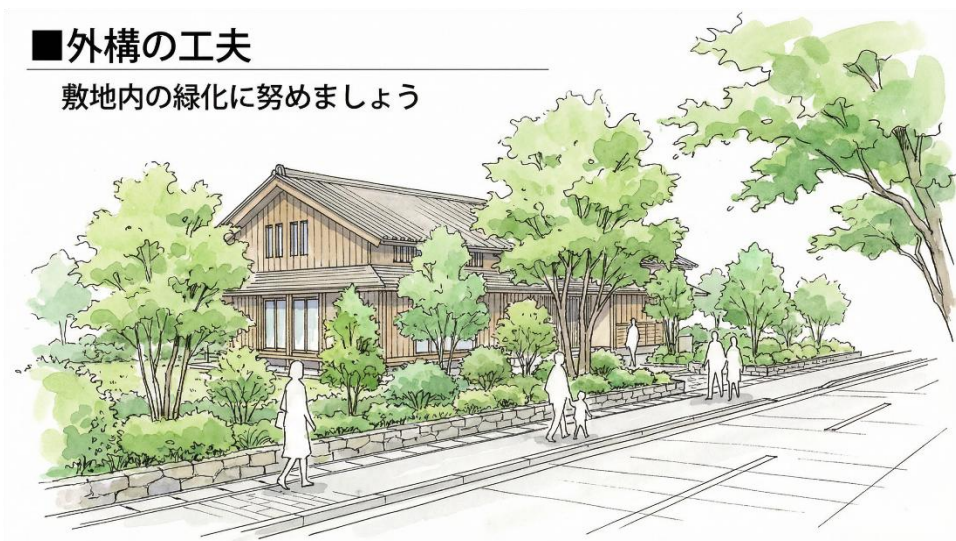
(イメージ例)



③外構・緑化

歩きやすさと視線の整理を両立します。段築+緑化や生垣・列植で連続的な景色をつくり
ます。

(イメージ例)



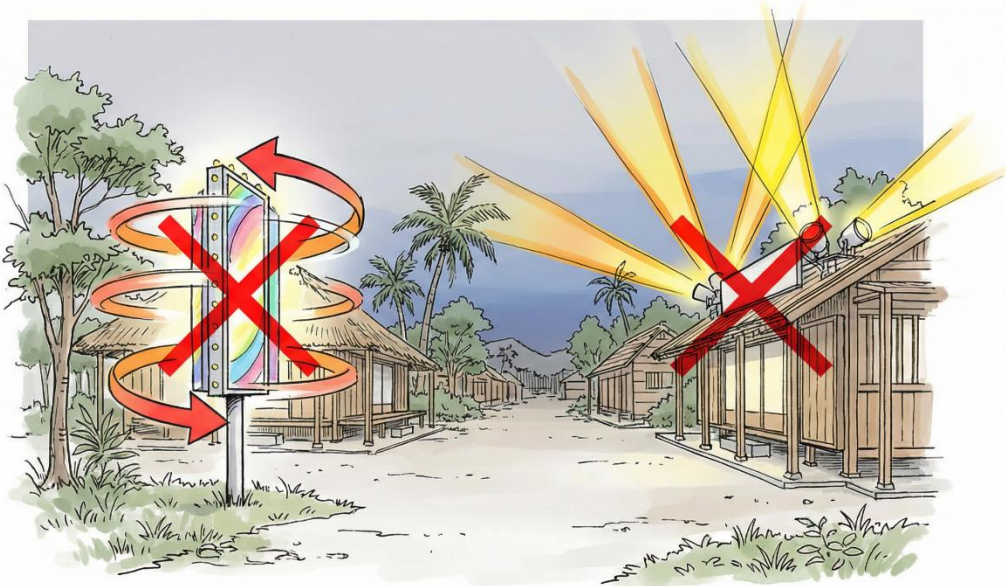
④照明

安全を確保しつつ、必要な場所・時間・明るさにとどめ、上向きの光やまぶしさを抑えます。沿岸や眺望周辺では事前に影響を確認します。

(イメージ例)

■景観配慮の工夫

動きのあるものや過剰な光は使用しないようにしましょう



⑤屋外広告物・案内

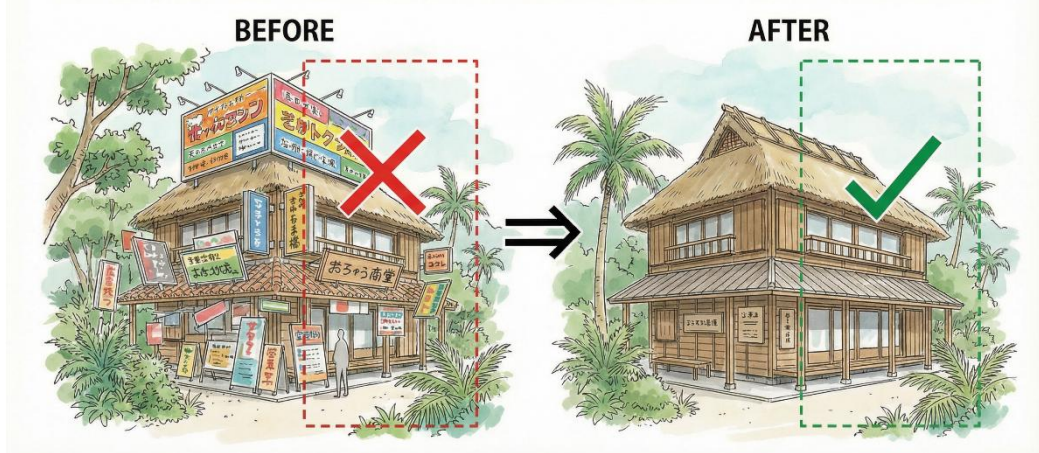
壁面一体の落ち着いた表示を基本とし、突き出し・屋上など高所で目立つ形は控えます。数・大きさ・位置を整理します。

(イメージ例)

■配置の工夫

近隣の樹林地や道路へ突出しない高さや幅としましょう

壁面一体の落ち着いた表示を基本とし、突き出し・屋上など高所で目立つ形は控えます。数・大きさ・位置を整理します。



⑥再生可能エネルギー設備

地形になじむ配置と外周のやわらぎを基本とします。自然遺産ゾーンでは原則制限とし、その他の地区でも反射・遠望の見え方に配慮します。

(イメージ例)



主な基準（要点）	主な基準（要点）	目安の例
配置・高さ・ボリューム	主要視点からの抜けを確保し、圧迫感を抑えます。街路・眺望回廊の連続性に配慮します。	セットバックや立面分節、軒線の通りを優先します。最高高さは周辺のスカイラインとの差が目立たない範囲に調整します。
色彩・質感	周辺に調和する落ち着いた色域と低光沢仕上げを基本とします。反射やギラつきを避けます。	外壁は低～中彩度、金属部はつや消し系を基本とします。大面積は単色ベタを避け、素材感や目地で緩和します。※数値レンジは5-2A～B参照（p36）。
外構・緑化・造成	造成は必要最小限とし、法面・擁壁は段築と緑化で露出を抑えます。歩行の連続性に配慮します。	高擁壁は分節・テクスチャ付与を基本とします。フェンスは透過性意匠を優先し、列植でやわらぎを付与します。
照明（屋外）	必要な場所・時間・明るさにとどめ、上向き光とまぶしさを抑えます。眺望周辺は特に配慮します。	遮光部材や下向き配光を基本とします。運用は時刻管理や段調光で調整します。
屋外広告・表示	壁面一体を基本に、数・大きさ・位置を整理し、突出と乱立を避けます。夜間は控えめに扱います。	一敷地の枚数・サイズは必要最小限にし、沿道連続は間隔を確保します。突き出しは抑制します。
太陽光・設備・付帯物	地形や既存緑になじむ配置とし、外周は生垣等で緩和します。反射や稜線への重なりを避けます。	地上設置は外周整理と低背化を優先します。屋根設置は庇・パラペット等で見え方を調整します。
擁壁・法面	長大・高い見付け面を避け、段築＋緑化で視認面を縮小します。色は周辺土色に準拠します。	分節・テクスチャ・色の後退化を組み合わせます。
駐車・歩車動線	眺望方向と歩行の安全・連続性を優先し、舗装は低反射で統一します。	出入口は回廊を遮らない位置に設定します。庇・植栽・ベンチで滞留の質を高めます。
水際・海岸隣接部	水平線の抜けと夜間環境に配慮します。防潮・防風は低反射で統一します。	プロムナード側の照明は遮光を徹底します。手すりは低光沢とし、反射を抑えます。
公共サイン・案内	統一ピクト・書体・色で整理し、必要情報に絞ります。	連続配置は高さ・見付け幅をそろえます。

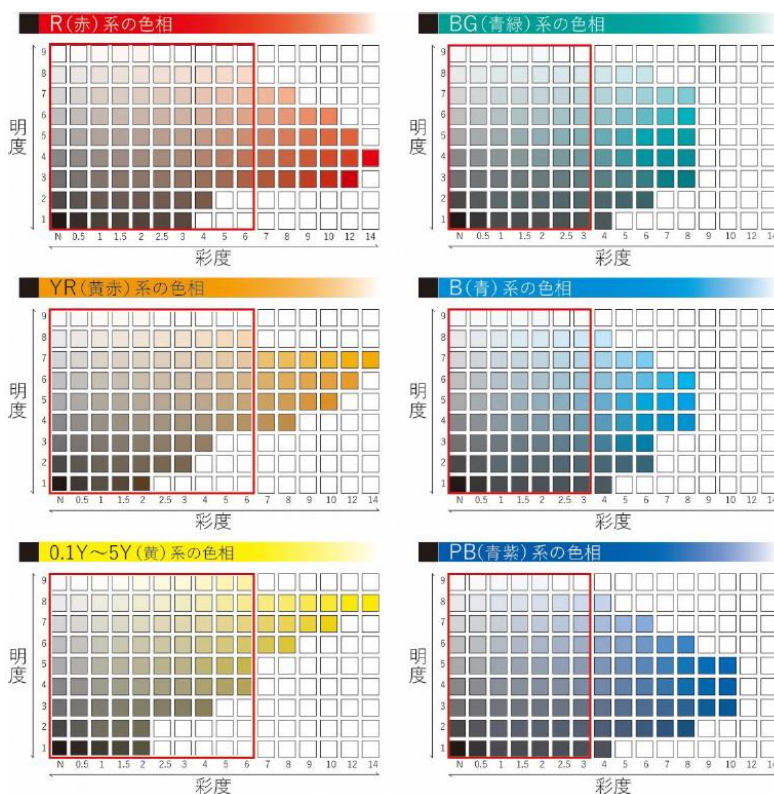
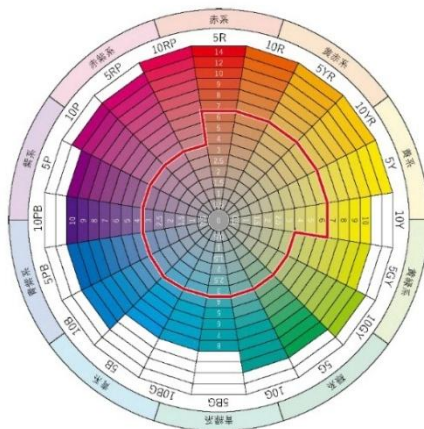
（参考：配色パレット）※いずれも目安（参考）です。敷地や建物の条件に応じて代替案可。

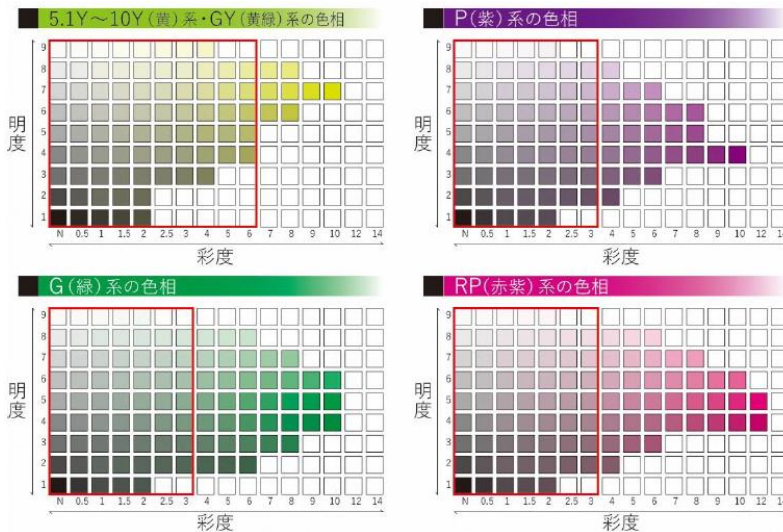
用途	代表色票（マンセル表記の例）	備考
外壁・基調	10YR 7/2、7.5YR 6/3、5Y 7/2、N7	土・砂・石灰分になじむ淡～中明度・低彩度。
屋根	5YR 3/2、10YR 4/2、5GY 3/2、N4	茶～灰・暗緑系で落ち着いた屋根面。
付帯（庇・手すり・フェンス）	N3～N6、5GY 4/2	輪郭が出過ぎない中間トーン。
基壇・塀	10YR 5/2、N5	地面に近いパートはやや暗めで安定感。
アクセント（少量）	5PB 4/2、5BG 4/2	ごく限定的に使用（サイン縁取り等）。

(参考：色彩・質感の数値) ※いずれも目安(参考)です。敷地や建物の条件に応じて代替案可。

用途	基準(マンセル・艶)	備考
外壁・屋根の基調色	色相 0R~5Y は彩度 ≤ 4 、その他の色相は彩度 ≤ 2 。明度の目安：外壁 4~8、屋根 3~6。	鹿児島市色彩基準(県計画 参考資料)
無彩色(N)使用	N2~N8 を推奨(長大面は極端な高明度N9~10や低明度N1は避ける)。	(同上の運用趣旨+一般解説)
金属外装の艶	グロス値の低い“艶消し~3分艶”相当(目安：GU ≤ 15)。	まぶしさ抑制の一般的配慮(県計画の夜間配慮趣旨)
サイン基調色	背景は周囲の外壁基調に合わせ、彩度 ≤ 4 (暖系)/ ≤ 2 (寒系)を原則。	鹿児島市基準の準用
アクセント色	面積比は外観の5%程度まで。彩度は ≤ 4 を上限。	“強調の抑制”の運用(箕面市の考え方参照)

(参考：建築物・工作物の色彩基準) ※赤枠が、色彩基準に適合します。



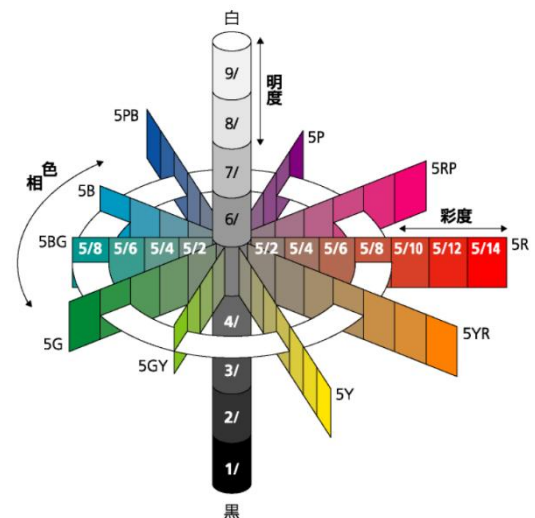


コラム 色彩基準（マンセル値）の読み方

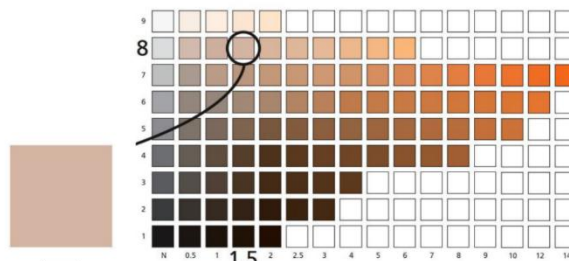
本計画では、色彩基準をマンセル値（日本産業規格 Z8721 に定める色相、明度及び彩度の3属性の値をいう。）で示しています。マンセル値は、JISにも採用され多くの国々で用いられている、色彩のものさしともいえる尺度で、ひとつの色彩を「色相（いろあい）」[明度（あかるさ）][彩度（あざやかさ）]という3つの属性の組み合わせによって表現します。これによって、赤や青、黄色などといった色名による表現よりも個人差のない正確な色彩を表現することができます。

■色を表す3つの属性

- 色相は、いろあいを表します。10種の基本色（赤、黄赤、黄、黄緑、緑、青緑、青、青紫、紫、赤紫）の頭文字をとったアルファベット（R, YR, Y, GY, G, BG, B, PB, P, RP）とその度合いを示す0から10までの数字を組み合わせ、10Rや5Yなどのように表記します。
- 明度は、あかるさの度合いを0から10までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなり10に近くなります。
- 彩度は、あざやかさの度合いを0から16程度までの数値で表します。色味のない鈍い色ほど数値が小さく、白、黒、グレーなどの無彩色の彩度は0になります。逆に鮮やかな色彩ほど数値が大きく赤の原色の彩度は16程度です。



■マンセル値の読み方



【マンセル値】
色彩の3属性を組み合わせる記号で、以下のように読みます。

じゅうワイアール はち の いったんご
10YR 8.0/1.5
 色相 明度 彩度

5-3 地区別の追加性能目標

共通目標に加え、地区の特性に応じてより重視する見え方を定めます。各地区の“追加配慮”は、助言・条件整理の判断材料とします。

(1) 自然遺産縁辺ゾーン

夜間の暗さ・静けさ、稜線と海の見通しの維持を最優先とします。明かりの総量と広がりを抑え、反射や高い艶は避け、稜線に重ならない配置とします。再生可能エネルギー設備は原則制限とします。

判断視点	追加性能目標	目安
夜間環境	夜行性生物と星空に配慮し、必要最小の明るさ・時間に限定します。上向き光と眩しさを避けます。	屋外灯は下向き配光＋遮光。20-22 時以降は段調光や消灯を基本。CCT は低めを推奨。
眺望・稜線	稜線・海岸線に重ならない配置と高さにします。遠望の圧迫感を避けます。	稜線の上縁に触れない高さ計画。必要に応じてセットバック・分節・植栽で緩和。
反射・質感	高反射・高光沢の外装を避け、落ち着いた仕上げにします。	金属は艶消し系。ガラスは庇・ルーバー併用で映り込み抑制。
設備・再エネ	再生可能エネルギー設備の新設は原則制限とします。やむを得ない保全・更新は景観影響を最小化します。	地形に重ならない位置へ再配置、外周の“やわらぎ”を強化（生垣等）。

(2) 沿岸・集落ゾーン

海への抜けと生活の景色の両立を図ります。表示は数と形を整理し、建物は落ち着いた外観とします。歩道や広場の照明は、足元の安全を確保しつつ、まぶしさを抑える使い方を基本とします。防風・防潮施設は高さ・形・色の調和を図ります。

判断視点	追加性能目標	目安
海岸への抜け	水平線の見え方を守ります。沿道建築は抜け方向に配慮します。	海側は高さ・ボリュームを抑え、セットバックで抜けを確保。
屋外表示	店先表示は壁面一体を基本に、枚数・突出を抑えます。	1 敷地の表示は必要最小限。突出看板は原則抑制。
夜間のまぶしさ	プロムナード・通学路側は遮光を重視します。	下向き配光、発光面の輝度抑制。点滅や高照度は避ける。
外装の調和	家並みと海景に調和する落ち着いた色域・低光沢を基本にします。	色域・艶は 5-2-3 の基準内。アクセントは小面積に限定。

(3) 農地里山ゾーン

造成は最小限とし、段づくり・緑化で土の露出を短くします。施設や設備は地形になじむ配置とし、外周は植栽や透過柵でやわらげます。外観は植生や土色になじむ落ち着いた色合いとします。

判断視点	追加性能目標	目安
造成・擁壁	造成は必要最小限とし、段築・緑化で露出を短くします。	高擁壁は分節＋テクスチャ＋植栽。法面の緑化を早期実施。
農業施設	地形になじむ配置とし、外周は“やわらぎ”で整えます。	屋根は低反射、壁は土色系。外周は生垣・透過柵で緩和。
夜間環境	夜間作業灯は必要箇所のみで短時間運用にします。	時刻管理・遮光フード。周辺住宅地への漏れを抑制。
動線・景観	農道・回廊の見通しと連続性を守ります。	出入口は視界を妨げない位置。支柱・看板は乱立回避。

コラム 先進事例)「地」となる自然を整える

静岡県御殿場市

○富士山を望む田園風景の保全のため、小規模不整形だった水田を集約し、富士山に向かって雑壇状にほ場整備を実施しました。整備により農作業の機械化が推進され、耕作放棄地が解消されると同時に良好な景観が形成され「富士山と雑壇状の水田風景」として第3回静岡県景観賞を受賞しています。



(提供：御殿場市)

岐阜県飛騨市

○宮川町種蔵地区は、環境省「全国かおり風景100選」、農林水産省「つなぐ棚田遺産」に選定されています。地域では、「種蔵を守り育む会」を結成し、棚田周辺の草刈や石積の修繕など、景観の保全を行っています。また、「飛騨市ふるさと種蔵村」を開設し、保全活動に関わりたい外部人材の裾野を広げています。



(提供：飛騨市)

大分県宇佐市

○景観計画で景観形成促進地区に指定している両合地区では、「両合棚田再生協議会」が発足し、棚田の再生活動や円植え・稲刈り体験、フォト・コンテストなど、様々な交流事業を実施し、景観保全だけでなく、地域振興にもつなげ、地域の特徴的な景観づくりに取り組んでいます。



(提供：宇佐市)

出典：国土交通省（景観計画・まちづくりの質向上アイデア集）

5-4 代替案の考え方と審査

町は、基準と同等の景観効果が見込める方法を代替案として取り扱います。事前相談では、想定する見え方と課題を共有し、必要な提出資料（配置図、立面・断面、主要視点の簡易パースまたは断面スケッチ、外装の色見本、該当時は照明計画）を最小限に整理します。届出後の審査は、眺望、夜間、色彩・質感、造成・外構、案内・広告、設備の観点から総合的に判断し、必要に応じて条件を付して適合可否を示します。

なお、島の第一印象や眺望の質に影響が大きい箇所（来訪者の動線、拠点、眺望点周辺等）については、事前相談の充実、確認資料の活用等により、重点的に協議・助言を行います。

加えて、法的な上限値の設定等が必要となる場合には、都市計画・建築関係制度等の活用可能性について、関係機関と整理の上、必要に応じて検討します。

①代替可の原則

配置・高さ・色・外構・照明などの工夫により、同等の効果が説明できる案は採用します。

②提示資料

主要視点からの簡易パース・断面（視界の上端／下端）・色見本・外構／照明の配慮図など、見え方が確認できる資料を添付します。

なお、簡易パースや断面スケッチは、すべての案件で一律に必須とするものではありません。眺望や高さ感、夜間の見え方等、外観への影響が判断しにくい場合に、必要に応じて分かりやすい資料として求めることがあります。

③評価観点

眺望の連続、夜間のまぶしさ抑制、反射・高艶の回避、造成・擁壁の露出低減、案内・広告の整理、地区別の追加配慮等の達成度を総合的に評価します。

④事前相談

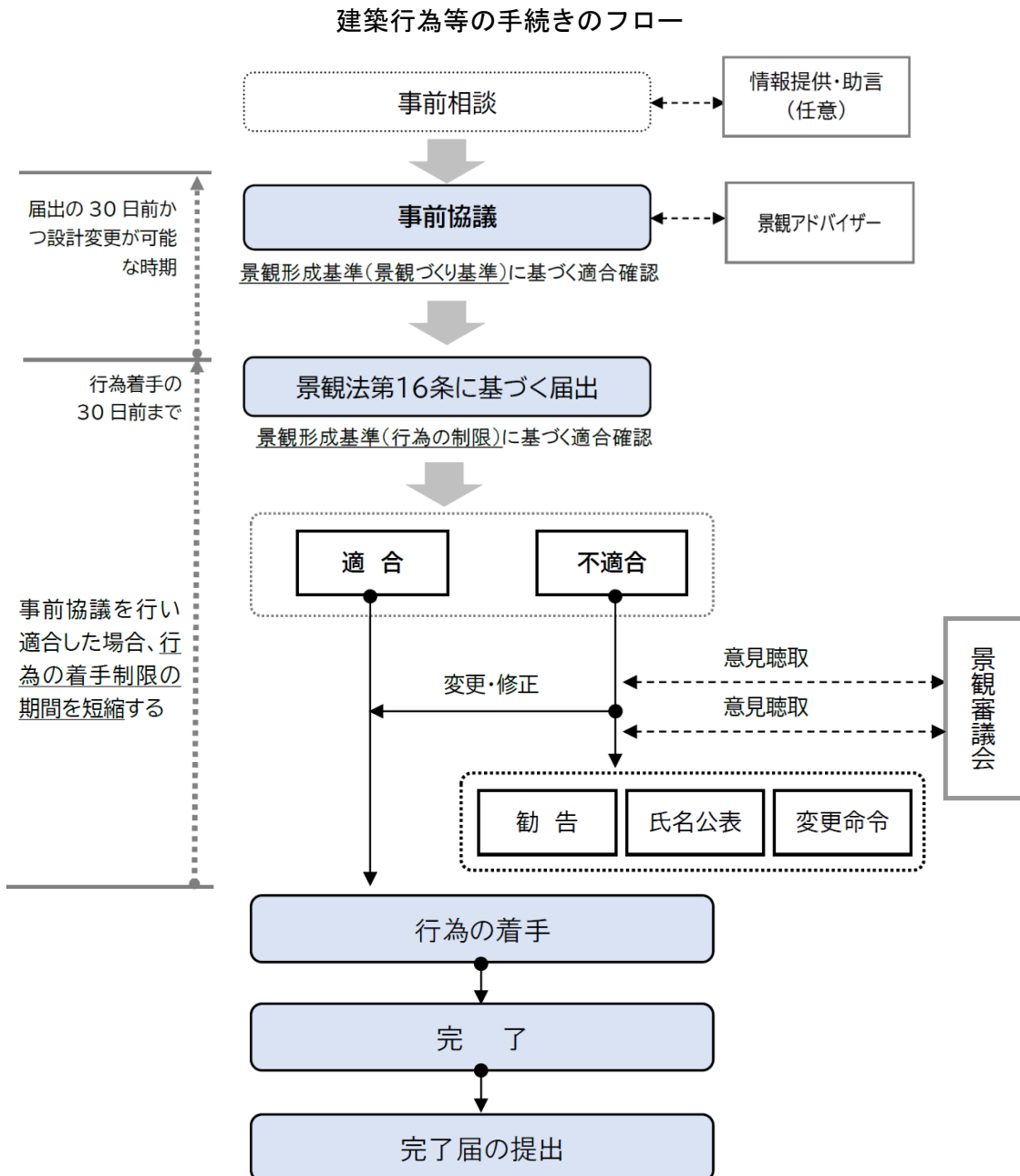
区域・地区に応じ、窓口で早期に確認し、必要に応じて条件付き同意で予見可能性を高めます。

6 行為の制限と届出制度

景観計画区域では、景観法第16条第1項により一定の行為について届出を行わなければならないものであり、届出対象行為として、法で定めるもののほか、条例で定めるべき行為及びそれぞれの対象行為ごとの景観形成基準を定めることとされています。

徳之島の景観は、自然と暮らしが重なることで価値が生まれます。第2～5章で示した資源・区域・目標・基準を受け、景観の見え方に大きく影響する行為を事前に共有し、無理のない方法で整えるための枠組みを定めます。

届出対象行為が景観形成基準に適合しないと認められるものについては、設計の変更その他の必要な措置をとる旨の勧告（法第16条第3項）の対象となります。また、特定届出対象行為については、変更命令など（法第17条第1項）ができることとなっています。



6-1 届出対象行為・規模の目安

建築物や工作物の建設及び開発行為などのうち、届出の対象となる行為は、以下のとおりです。届出の対象となる行為のすべてについて、届出の前に事前協議が必要です。

(1) 建築物（景観法第16条第1項1号により届出が必要な行為）

高さ・ボリュームの適否は、周辺との関係性や眺望・圧迫感の受け止めにより左右されるため、事前相談又は届出の協議において、必要に応じて次の資料の提出を求め、関係者間で認識を共有した上で助言を行います。

- ・ 周辺建築物との比較が分かる立面図・断面図（高さ関係、軒高・棟高が分かるもの）
- ・ 主要な眺望点又は道路等からの見え方が分かる資料（パース、写真合成、簡易シミュレーション等）
- ・ 圧迫感の低減措置（セットバック、分節化等）が分かる図面又は説明資料

届出対象行為	届出を要する規模
新築又は移転	高さ10m超又は延床面積1,000㎡超
増築若しくは改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	当該行為後上記に掲げる規模かつ当該行為に係る部分の延床面積若しくは面積の合計が10㎡超

(2) 工作物（景観法第16条第1項2号により届出が必要な行為）

届出対象行為	届出を要する規模
①擁壁、垣(生垣を除く)、さく、塀その他これらに類するもの	高さ5m超
②鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの(⑤に掲げるものを除く) ③煙突、排気塔その他これらに類するもの ④電波塔、物見塔、風車その他これらに類するもの	高さ10m超
⑤電気供給のための電線路または有線電気通信のための線路の支持物	高さ20m超
⑥高架水槽、冷却塔、パラボラアンテナその他これらに類するもの ⑦観覧車、ジェットコースター、メリーゴーランドその他これらに類する遊戯施設 ⑧コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類する製造施設 ⑨自動車の駐車のために供する立体的な施設	高さ10m超又は築造面積1,000㎡超

⑩石油、ガス、穀物、飼料などの貯蔵施設 ⑪ごみ処理施設、し尿処理施設、汚水処理施設その他これらに類する処理施設 ⑫彫像、記念碑その他これらに類するもの ⑬太陽光発電設備（地上設置に限る）	
増築若しくは改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	上記①から⑬までに掲げる規模の工作物において、当該行為に係る築造面積若しくは面積の合計が10㎡超又は当該行為によって上記に掲げる規模となるもの

(3) 開発行為（景観法第16条第1項3号により届出が必要な行為）

届出対象行為	届出を要する規模
開発行為	面積3,000㎡超又は法面の高さ5m超かつ延長10m超

(4) その他条例で定める項目（景観法第16条第1項4号により届出が必要な行為）

届出対象行為	届出を要する規模
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	面積3,000㎡超又は法面の高さ5m超かつ延長10m超
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	高さ3m超又は堆積の用に供される土地の面積500㎡超
水面の埋立て又は干拓	面積3,000㎡超又は法面の高さ5m超かつ延長10m超

6-2 届出の対象外となる行為

次に掲げる行為に該当する場合、届出の必要はありません。

①地盤面下又は水面下における行為 ②仮設の建築物の建築及び工作物の建設等 ③次に掲げる木竹の伐採 <ul style="list-style-type: none"> ・ 除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採 ・ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採 ・ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採 ・ 仮植した木竹の伐採 ・ 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採
--

- ④屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積
 - ・堆積の期間が 90 日未満のもの
- ⑤法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- ⑥他の法令に基づき許可、認可、届出等を要するとされた次の行為
 - ・文化財保護法の文化財に関する規定により許可、届出を要する行為
 - ・鹿児島県文化財保護条例及び徳之島町文化財保護条例の規定により許可、届出を要する行為
 - ・自然公園法により許可、届出を要する行為
 - ・都市公園法の都市公園内で行う行為
 - ・屋外広告物法の規定に適合する行為
- ⑦非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- ⑧国の機関又は地方公共団体が行う行為
 - ※届出対象となる規模の行為については、事前に徳之島町への通知が必要である。なお、必要に応じ、当該行為についての協議を求める場合がある。
- ⑨景観法に基づき規定された次の事項について、許可、認可等を受け、又は、その規定により行う行為
 - ・景観重要建造物
 - ・景観重要公共施設

6-3 軽微行為の範囲／緊急・復旧時の取扱い

日常の暮らしや事業を滞らせないため、届出が不要な軽微行為を明確にします。既存と同等の見え方に収まる小規模補修や、表示・照明の細かな調整は、届出は不要です。緊急時の復旧では安全を優先し、原形復旧は事後報告でも可とします。復旧の機会に外観を大きく改善する場合は、簡易な相談・届出で負担を抑えつつ、周囲との調和を図ります。

6-4 相談・届出・審査フロー

関係者が計画の段取りを把握して円滑に進められるよう、相談から完了報告までの標準フローを示します。設計初期の早期相談で要点を共有し、届出時は最小限の提出図書で判断できるようにします。審査は第5章の性能目標に沿って行い、必要に応じて条件付き同意で予見可能性を高めまます。他制度（建築確認、屋外広告物、道路占用、自然公園法等）とは同時並行で進められるよう調整を図ります。

事前相談は着手の概ね 30 日前、届出受理後の審査は概ね 10 開庁日以内を目安とします。提出図書は、配置図・立面図・主要視点の簡易パースまたは断面・外装仕上表（色票を含む）・照明計画（該当時）とし、過度な負担とならないよう最小限とします。

6-5 勧告・公表の運用方針／自発的な是正の手続き

計画運用については、助言と話し合いでの調整を基本にします。計画趣旨に照らして著しい支障がある場合のみ、段階を踏んで指導→勧告→公表を適用します。

いずれの段階でも、自主的な改善を推奨し、合理的な代替案が示される場合は条件の見直しを可能とします。なお、公共空間は行政が先行し、良好事例を蓄積・公開して、民間の取組につなげます。

7 景観重要建造物・景観重要樹木の指定方針

徳之島町の景観は、世界自然遺産に象徴される自然環境と、社寺林・屋敷林・石垣・歴史的建築などの人の営みが重なって成り立っています。

町の景観の核となる建造物や樹木を「景観重要建造物」「景観重要樹木」として適切に管理し、指定・保全・活用の考え方を整理します。すでに町指定文化財や国登録有形文化財に該当する資産、社寺林や巨樹など地域の拠り所となる資源が多数把握されており、簡易な修景・銘板・広報支援などの手立てを組み合わせ、日常管理と両立に努めます。

7-1 景観重要建造物の指定方針

指定対象は、石積み・歴史的建築・学校建築・社殿・橋梁・防風施設など、象徴性・物語性・眺望性・景観の連続性・継承可能性が高いものを優先します。

既存の文化財指定・登録との重複は妨げず、景観上の価値を明確にして住民が誇りを共有できるようにします。候補抽出については、①歴史的・文化的に価値の高い建造物、②地域の象徴的な存在であり、周辺の景観を特徴づけている建造物、③地域のランドマークとなっている建造物について、所有者の同意を得た上で、景観重要建造物として指定し、保存・活用を支援します。

①歴史的・文化的に価値の高い建造物

- ・町または県の指定文化財などの建造物
- ・国登録有形文化財などの歴史・文化性のある建造物

②地域の象徴的な存在であり、周辺の景観を特徴づけている建造物

- ・地域の歴史
- ・文化を継承し、地域の景観の特徴を成す建造物
- ・優れたデザインを有し、周辺地域の良好な景観を特徴づけている建造物

③地域のランドマークとなっている建造物

- ・町民に親しまれ、地域のランドマークとなっている建造物
- ・地域の景観に影響の大きい建造物



西郷の腰掛け松

西郷隆盛が流罪人として徳之島に送られてきた際に仮住まいした奥山家（井之川集落）の庭にある松。西郷隆盛が腰掛けたと言われています。

7-2 景観重要樹木の指定方針

対象は、社寺林・屋敷林・海岸防風林・巨樹（ガジュマル・フクギ等）で、集落の拠り所や景観の節目として機能するものとします。

地域の個性を活かした魅力ある景観形成のため、良好な景観形成に重要な役割を果たす樹木について、積極的に保全・継承に努めていきます。

地域の良好な景観形成に重要な役割を持ち、道路など公共の場所から望見されるもので、以下に示す項目のいずれかに該当する樹木を、所有者の同意を得た上で、景観重要樹木に指定し、保存・活用を支援します。

- ①地域の象徴的な存在であり、周辺の景観を特徴づけている樹木
 - ・ 地域の歴史
 - ・ 文化を継承し、地域の景観の特徴を成す樹木
- ②地域のランドマークとなっている樹木
 - ・ 町民に親しまれ、地域のランドマークとなっている樹木
 - ・ 地域の景観に影響の大きい樹木
 - ・ 樹齢や樹容などに優れた樹木

コラム 景観重要樹木は「地域の景観を特徴づけ、公共の場所から見える樹木」を検討

景観重要建築物・景観重要樹木の指定は、地域の景観を特徴づける核となる要素を、除却や外観変更等により損なわれにくくするための制度です。景観重要樹木については、制度解説資料において、景観法施行規則の指定基準として、地域の自然・歴史・文化等の観点から景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要であること、また道路等の公共の場所から容易に望見できることが示されています。

徳之島町では、指定を「希少性」や「樹齢の長さ」だけで判断するのではなく、集落のたたずまいや通りの印象、眺望点の景観、地域の暮らしの記憶といった観点から、景観上の役割が明確なものを候補として整理します。あわせて、所有者の理解を前提に、管理負担の整理、外観の維持に関する考え方、周知・活用（案内、学習、回遊）との接続を図り、指定が形骸化しない運用とします。



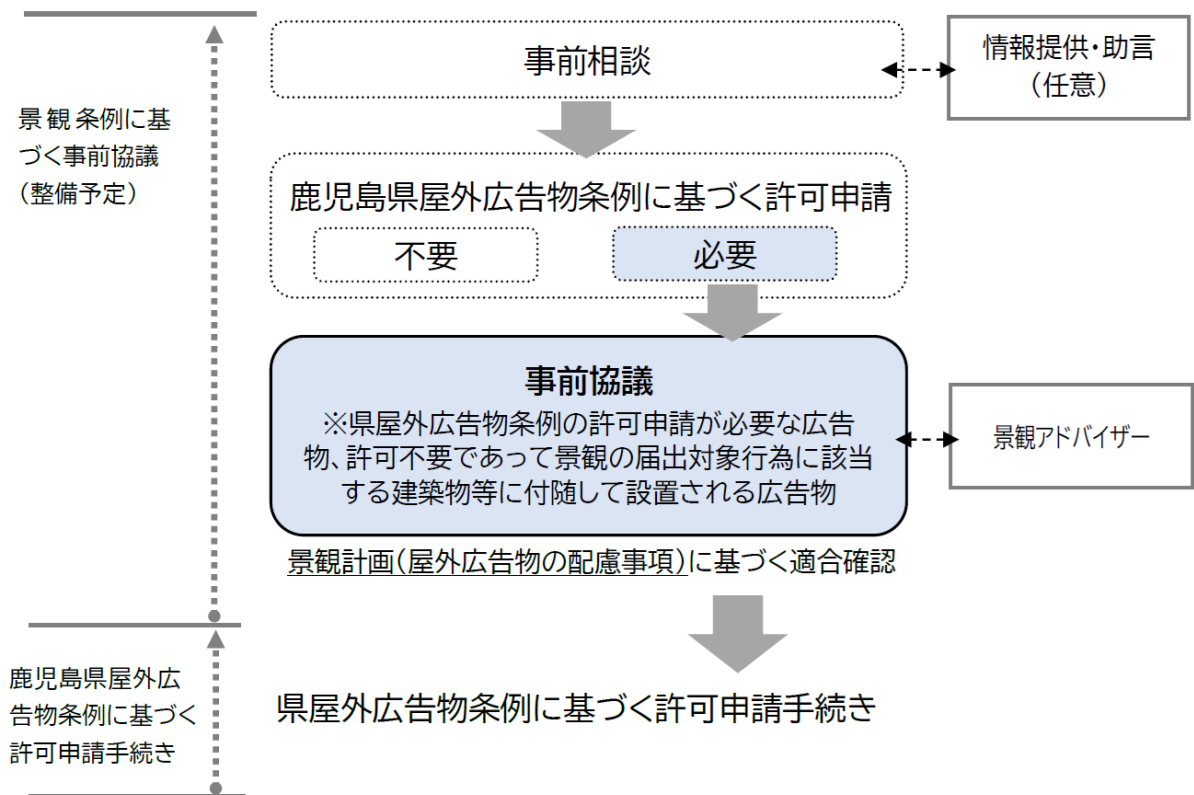
8 屋外広告物の表示誘導

屋外にある広告物は、見る人に広く情報を提供する一方で、広告物の氾濫や地域特性を無視した掲出によっては、周辺の景観を阻害し、不快感を与えることとなります。ここでは、良好な景観を形成するために、景観法第8条第2項第4号に規定する「屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項」について、以下に基本方針を定めます。

屋外広告物については、景観形成の方針に掲げている地域景観や橋梁景観など、本町の景観類型ごとの特性と調和した表示に努めることが重要です。また、良好なまちなみ景観を形成するため、景観を阻害しない統一感のある屋外広告物の表示に努める必要があります。

現在本町では、「鹿児島県屋外広告物条例」に沿って屋外広告物の規制等を行っており、今後は禁止事項等を遵守・活用しつつ、良好な景観の形成に努めます。

図表 屋外広告物の手続きのフロー



<p>屋外広告物の表示等に関する基本方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○鹿児島県屋外広告物条例の禁止地域や規制地域に指定されている地域においては、広告物等の基準を遵守し、良好な景観の形成に努めます。 ○景観特性や景観形成方針を踏まえ、周辺の良い景観との調和に配慮しつつ、地域のイメージを高める優れたデザインと秩序ある掲出に努めます。 ○地域の特性や周辺の景観を考慮し、過度な表現による著しい違和感を与えないよう配慮します。 ○歴史的景観資源など、景観形成上重要な施設等の周辺にあつては、当該施設のイメージを損ねないよう、デザインを工夫するとともに、掲出位置に配慮します。 ○主要な眺望点からの眺望に配慮します。 ○広告物等は敷地内に収め、眺望の妨げや背景との調和を乱さないよう、位置や形状、規模、色彩等に配慮します。 ○建築物・工作物に付属する場合は、当該建築物・工作物と一体感のある意匠・色彩となるよう工夫します。 ○複数の広告物が連立する場合は、コンパクトに集約し、大きさや色彩、方向などを揃えるなど、統一感が出るよう配慮します。 ○安全上の理由等を除き、蛍光色や原色、反射材などの使用を避けます。また、広告物の照明については、光害を防止し、必要以上の点滅や回転を避けます。 ○耐久性に優れた素材を用い、安全性を確保するため、定期的な維持管理に努めます。
--------------------------	---

9 公共施設の景観整備方針

公共施設（道路、河川、公園、港湾・海岸・漁港施設、案内板、照明、公共建築物、外構等）は、町民の日常の景観と来訪者の第一印象の双方に影響する重要な景観要素です。このため、本計画の運用では、公共施設の整備・更新に当たり、計画・設計の早い段階から関係管理者と方針を共有し、必要な調整を行います。

町が管理する公共施設は、本計画に示す考え方を基本として整備内容を検討し、仕様や配置の統一による取組を推進します。県や国、その他の機関が管理する施設については、各管理者の制度や基準を尊重した上で、本計画の趣旨に沿った景観上の配慮が可能となるよう、関係管理者と事前に協議します。

景観法に基づき景観重要公共施設の指定を行う場合は、制度上、関係管理者との協議・同意を前提として進め、指定の要否は運用の中で必要性を整理した上で判断します。

<p>景観重要公共施設の整備に関する事項</p>	<p>(1) 道路</p> <p>道路は、快適な走行性を確保しつつ、背景となる山並みや海浜風景などの地域特性に調和した景観形成を図ります。また、連続するオープンスペースとして、既存植生の保全・補植、必要箇所の緩和植栽の確保や自然地形への配慮を行います。歩道などの空間は、町並みと調和し、歩行者にとって魅力的な景観形成を図ります。</p> <p>○自然景観と調和した整備・改善を行うものとし、また、緑化に努めます。</p> <p>○ガードレールなどの附属施設の形態、色彩、素材は周辺景観と調和したものとします。</p> <p>○歩行空間は、歩行者が安心して移動できることのできる空間として整備・改善し、沿道の建物と一体となった景観づくりを行います。</p>
	<p>(2) 河川</p> <p>景観的な視点に加えて、そこに息づく生態系や自然環境を守り、河川緑地の保全や親水化を進めながら、町民や来訪者の憩いの場として楽しむことのできる景観づくりを検討します。</p> <p>○親水性の高い空間づくりを行うとともに、景観に配慮して河川並木や親水護岸の整備、水質浄化などを促進し、潤いある水の景観づくりを行います。</p> <p>○周辺地域からの見え方や河川敷などから周囲への眺望に配慮した整備を行い、適正に維持・管理を行います。</p>

	<p>○治水上の安全性などを適切に確保しつつ、できる限り自然的景観になじむ自然素材を用い、自然環境に近い河川景観の形成を行います。</p> <p>○案内板や標識などを設ける場合は、形態、色彩、素材などを工夫し、周辺景観との調和に努めます。</p>
	<p>(3) 公園</p> <p>町民や来訪者の憩いと交流の場として、周辺環境と調和した潤いのある景観づくりを検討します。</p> <p>○それぞれの地域の景観や自然環境に配慮した整備を行い、適切な維持管理や植栽などに取り組みます。</p> <p>○公園内に施設・工作物を設ける場合は、背景となる山並みなどへの眺望景観を妨げないよう配置・形態などに配慮します。</p> <p>○遊具などの公園施設を整備する場合は、形態、色彩、素材などを工夫し、周辺景観との調和に努めます。</p>
	<p>(4) 海岸、港湾、漁港等</p> <p>海岸、港湾、漁港は、海への眺望や水平線の見え方を形づくるとともに、来訪者の玄関口、地域の暮らしや生業を支える重要な場所です。利用の安全性や防災機能の確保を前提としつつ、自然海岸やリーフ、背後の集落景観との調和に留意した景観形成を図ります。</p> <p>○海岸の整備は、既存の自然地形や植生の連続性に配慮し、必要最小限の改変にとどめるよう努めます。</p> <p>○港湾・漁港の施設（岸壁、護岸、上屋等）を整備・更新する場合は、形態、色彩、素材等を工夫し、周辺の自然景観・集落景観との調和に努めます。</p> <p>○防災・減災上必要な施設（防潮・防風等）については、機能の確保を前提としつつ、眺望の妨げや圧迫感が生じにくい配置や見付けとなるよう配慮します。</p> <p>○照明を設置する場合は、利用上必要な範囲の明るさにとどめ、まぶしさや周辺への光の広がりなどに配慮し、夜間環境の維持に努めます。</p> <p>○案内板、標識、注意喚起表示等を設ける場合は、情報を整理し、表示の数・位置・形態を工夫して、景観との調和に努めます。</p> <p>○港湾・漁港の作業に伴う資材・器具等の置き場は、利用実態を踏まえつつ、見え方が雑然としないよう配置や整理の方法を検討します。</p>

10 景観形成の推進方策

10-1 協働による景観づくり

本町の景観を守り、継承し、新たな景観を創造していくためには、町民一人ひとりが主体的かつ積極的に景観づくりに取り組むことが大切です。町民、事業者、行政の協働により景観まちづくりを推進していきます。以下にそれぞれの主体の役割について整理します。

あわせて、地域の実情に応じて、地区単位での合意形成に基づくルールづくりが進むよう、協定の考え方や運用方法、合意形成の進め方について、町として支援方策を整理します。

また、届出制度の運用を補完し、周知・相談体制や手続きの明確化を図る観点から、今後、条例等による仕組みづくりについても検討します。検討にあたっては、地区合意型の取組（建築協定等）との役割分担を整理し、過度な負担とならないよう配慮しつつ、地域の主体的な景観づくりにつながる実効性の確保を図ります。

(1)町民の役割

町民一人ひとりが、自らの住まいや暮らし、活動が景観をつくっていることを認識し、良好な景観が損なわれないように努めます。身の回りの景観への意識を高め、景観づくりの取組に参加し、地域の景観形成や景観保全に努めます。

敷地内の適切な管理や日常的な清掃などにより、通りの美観を保ち、敷地前面への緑化などによる景観づくりに努めます。

(2)事業者の役割

事業者は、事業活動を通じて、地域の景観形成に配慮し、町の行う景観づくりに関する施策に協力するよう努めます。

地域性の理解に努め、緑化など景観向上に積極的に取り組み、景観の向上に貢献するよう努めます。

(3)行政の役割

優れた景観の保全・形成に向けて、普及啓発などにより町民意識の向上を図り、景観形成に関わる施策・体制などの構築を行うとともに、町民・事業者などが自ら行う景観形成活動を支援します。

また、道路、河川、公園などの公共施設整備にあたっては、周辺との調和を図り、町民・事業者などと協力して、地域の個性を尊重し、景観づくりを先導するように努めます。

10-2 推進施策

(1) 景観の取組に対する普及啓発

本制度の円滑な運用にあたっては、届出対象行為や景観形成基準の考え方、事前相談の方法等について、住民、事業者に加え、設計会社、施工会社、不動産関係者等の関係機関へも分かりやすく周知します。周知にあたっては、町ホームページ等での情報提供、手引き・様式の整備、説明会や関係団体向けの周知機会の確保等により、手続きや判断の見通しを高め、計画段階からの円滑な協議につなげます。

併せて、周知の対象は、住民・事業者に加え、設計会社、施工会社、不動産関係者、設備事業者（再生可能エネルギー設備を含む）等、景観に影響を与える行為に関与する主体を想定し、計画策定後の早期（制度開始前）から段階的に実施します。周知内容は、①届出対象行為・規模の目安、②事前相談で整理すべき提出資料（最小限の考え方を含む）、③景観形成基準の要点（性能目標・代替案の考え方）、④相談窓口と標準フロー（他制度との同時並行の留意点を含む）を基本パッケージとして整理し、町ホームページでの一括公開、説明会（関係団体向けを含む）、配布用手引き・様式の提供を組み合わせることで周知します。

①景観に関する情報提供

景観に関する情報を積極的に発信し、町民の景観に関する意識の醸成に努めます。

あわせて、説明会やまちあるきなどを実施することで、景観づくりについて関心を高め、また、身近な景観資源の発掘を進め、町民の参加する機会を提供します。

②景観に関する学びの推進

学校教育や生涯学習と連携し、地域の景観についての理解を深めます。また、学びを通して、身近な景観づくりを進めるきっかけをつくります。

③景観に関する活動への支援

地域で行う景観づくりの取組に対して、各種情報の提供や専門家・アドバイザーなどを派遣することで支援を行います。地域の特色を活かした景観づくり、景観を活かしたまちづくりの充実に図ります。

(2) 地域特性にあわせきめ細かな取組の推進

①住民協定などの活用促進

きめこまやかな景観まちづくりを進めるため、上述の専門家・アドバイザーなどの派遣や町による協定策定の支援を通じて、景観法に基づく景観協定、建築基準法に基づく建築協定、都市緑地法に基づく緑地協定の町民による締結などを推進します。

②景観重要建造物・景観重要樹木の指定、保全

地域の景観形成に重要な役割を果たしているものを景観重要建造物や景観重要樹木に指定し、保全を図ります。

(3) 景観形成の推進体制の整備

①徳之島町景観審議会の設置

徳之島町の景観計画に基づく景観づくりが適切に進められるように、景観に関わる調査・審議を行う諮問機関として、「徳之島町景観審議会」を設置します。景観計画に従った「景観重要公共施設」、「景観重要建造物」及び「景観重要樹木」等の指定についての審議や、計画をどのように運用していくのかについて検討します。

10-3 進行管理と計画の見直し

(1) 進行管理

計画の進行管理にあたっては、この計画（Plan）に基づく具体的な取組を展開し（Do）、その結果を検証して（Check）、必要な改善を行う（Action）サイクルのもとで、段階的かつ継続的な発展を図っていきます。

また地域全体の景観の魅力を高めるため、地域の取組が地域内外で新たな取組を誘発するよう、相互に関係付けられながら連鎖的に展開されることを目指します。

(2) 計画の見直し

本計画の見直しについては、人口減少や再生可能エネルギー導入などによる、新たな景観的課題に対応するために、5年毎に見直しを行います。

資料編

1) 徳之島町景観計画策定委員名簿

所 属 等	氏 名
総務文教厚生常任委員会委員長	植木 厚吉
徳之島町自治公民館連絡協議会会長	幸多 勝弘
徳之島観光連盟会長	仲田 裕介
大島支庁徳之島事務所建設課長	妙見 崇
金見集落代表	元田 浩三
徳之島町総務課長	村上 和代
徳之島町建設課長	作城なおみ
徳之島町農林水産課長	廣 智和
徳之島町社会教育課長	安田 誠
徳之島町住民生活課長	大山 寛樹
徳之島町おもてなし観光課長	吉田 広和
徳之島町企画課長	中島 友記

2) 徳之島町景観計画策定会議設置要綱

平成28年3月22日要綱第5号

(設置)

第1条 徳之島町の良い景観の形成を推進するため、景観計画の策定及び施策に関する検討、関係機関相互の情報交換を行うことを目的として、徳之島町景観計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会の所掌事務は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 景観の形成に関する基本的かつ総合的な施策に関する検討
- (2) 景観計画の策定に関する検討
- (3) 景観に関する地域地区の指定、行為の制限等に関する検討
- (4) 景観重要建造物等の指定に関する検討
- (5) 景観計画区域内における公共施設整備に関する検討
- (6) 景観形成事業の推進に関する検討
- (7) 景観形成に関する情報収集、意見交換
- (8) その他景観行政の推進に関する事。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 有識者
 - (2) 観光関係者
 - (3) 公民館関係者
 - (4) 行政機関の職員
 - (5) その他、町長が必要と認める者
- 2 委員会に委員長及び副委員長を各1名置く。
- 3 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 4 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

(任期)

第4条 委員の任期は、景観計画が策定されるまでの期間とする。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下、「会議」という。)は、委員長が招集し会議の議長となる。ただし、この告示の施行後、最初に開かれる委員会は町長が招集する。

- 2 会議は、必要により当該検討事項等に関係ある委員のみで開催することができる。

3 会議は、必要により委員以外の者の出席及び意見を求めることができる。

4 委員長は、あらかじめ指名した者にその職務を代行させることができる。

(事務局)

第6条 策定委員会の事務局は、企画課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年3月22日から施行する。

3) 用語解説

あ _____

エコツーリズム

自然環境や地域文化の保全に配慮しつつ、体験・学びを通じて地域の魅力を活かす観光の考え方。

か _____

開発行為

土地の区画形質の変更（造成、道路築造等）を行う行為。景観上の影響（法面・擁壁・眺望）に配慮が必要。

勧告・公表

届出内容が景観形成基準等に適合しない場合等に、必要に応じて行政が勧告し、場合により公表する仕組み。

景観

自然、建築物、道路、広告物などがつくる「見え方」や「たたずまい」の総体。

景観協定

住民・事業者等の合意により、建築物の外観や広告物等のルールを定め、景観形成を進める仕組み。

景観形成

地域の景観を守り、整え、良好な状態へ導く取組（計画・誘導・協働等を含む）。

景観形成基準

建築物・工作物・開発行為等について、配置、形態意匠、色彩、緑化、照明などの望ましいルールを示す基準。

景観形成の目標・方針

将来像（目標）と、その実現に向けた方向性（方針）。町全域・地区別に定める。

景観計画

景観法に基づき、景観形成の目標・方針、区域、基準、届出等を定める計画。

景観計画区域

景観計画を適用する範囲として、計画で定める区域。

景観重要建造物

地域の景観形成上重要な建造物を指定し、保全・活用を図る制度。

景観重要公共施設

道路・河川・公園等のうち景観上重要な施設を位置付け、整備方針等を定めて景観の質を高める考え方。

景観重要樹木

景観形成上重要な樹木を指定し、保全を図る制度。

景観審議会

景観計画の運用に関する審議・助言を行う組織（重要案件の確認、基準の改善提案、取組の評価等）。

形態意匠

建築物等の形・外観デザイン（屋根形状、外壁の凹凸、開口部、付属設備の見え方等）。

工作物

擁壁、塔、煙突、広告塔、太陽光発電設備など、建築物以外で景観に影響を与える構造物。

さ

事前相談

届出前に計画内容を確認し、配置・色彩・照明等を調整してから届出につなげる相談。

色彩（色彩基準）

外観色の明度・彩度・色相などの考え方。周辺との調和や景観への影響を小さくするための基準。

セットバック

道路境界等から建築物等を後退させること。圧迫感の低減、歩行空間の確保、眺望への配慮などに用いる。

ゾーニング

景観特性（自然・沿岸・集落・農地等）に応じて区域を区分し、方針・基準を明確化する考え方。

た

地区区分（ゾーニング）

景観の特性（自然、沿岸、集落、農地等）に応じて区域を区分し、地区別の方針・基準を明確化する考え方。

届出制度

一定規模以上の建築・開発等を行う際に、事前に内容を届け出て、景観形成基準との整合を確認・調整する制度。

ま

マンセル表色系（マンセル値）

色を「色相・明度・彩度」で表す方法。色彩基準を客観的に示す際に用いる。

や

屋外広告物

屋外で公衆に表示される看板、広告塔、のぼり等の総称。

屋外広告物条例

屋外広告物の表示・設置を条例により規制・誘導し、良好な景観や安全を確保する枠組み。

ら

緑化

植栽等により、法面・擁壁・敷地外周の見え方を和らげ、景観と環境の質を高める取組。